

(平成22年9月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	41 件
国民年金関係	17 件
厚生年金関係	24 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	71 件
国民年金関係	35 件
厚生年金関係	36 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月から52年1月まで

私は、昭和50年7月ごろ、結婚を契機に、私と夫のどちらであるかははっきりと憶えていないが、区役所に出向いて国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料は、金額ははっきりと憶えていないが、私が住所地の区役所で納付書に現金を添えて月々納付した。

私は、結婚後に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付したのに、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和52年1月について、申立人の夫は、同年同月が公的年金制度に未加入とされていることから、申立人自身は、同年同月が国民年金に強制加入となることに加え、申立人が当時居住していた区の国民年金被保険者名簿においては、同月は過年度納付により国民年金保険料が納付済みとされている記録が確認できる。

また、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと認められる。

2 一方、申立期間のうち、昭和50年7月から51年12月までの期間について、申立人は、結婚後に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続時期は、52年2月と推認でき、当該期間において、申立人は、厚生年金保険被保険者の妻であり、国民年金に加入するには、制度上、任意加入することとなるが、申立

人に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらないことから、当該期間は未加入期間で、保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年12月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月から52年4月まで
② 昭和52年12月から54年9月まで
③ 昭和56年12月から57年3月まで

私達夫婦は、親の勧めもあったので、昭和50年の結婚をきっかけに私が夫婦二人の国民年金の加入手続を社会保険事務所（当時）で行った。国民年金保険料については、夫婦二人分を半年分又は1年分まとめて、私が納付書により市役所、社会保険事務所又は金融機関で納付していた。保険料額についての記憶は無いが、申立期間の保険料を納付していたにもかかわらず、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、申立人の国民年金加入手続時期は、国民年金手帳記号番号が払い出された時期、手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の加入状況等から、昭和57年6月ごろと推認でき、その時点で申立期間③の国民年金保険料については、過年度納付が可能である上、申立人が夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の夫は、申立期間③の保険料を納付済みである。これに加え、申立期間③は、4か月と短期間であり、申立人は、加入手続時点で年度当初までさかのぼって保険料を納付し、加入手続以降60歳までの保険料をすべて納付していることを考え合わせると、申立人は、申立期間③の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

2 一方、申立人は、申立期間①及び②について、昭和50年の結婚を契機に夫婦で国民年金に加入したと述べているが、国民年金手帳記号番号が払い

出された時期、手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の加入状況等から、申立人の国民年金への加入時期は57年6月、その夫の加入時期は55年5月ごろと推認できることに加え、国民年金の加入手続を行った場所についても、加入窓口である市役所ではなく社会保険事務所とするなど加入時の記憶が曖昧^{あいまい}であること、及び申立期間①¹ 当時に申立人へ手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえないことなどを踏まえると、50年の結婚を契機に夫婦同時に国民年金に加入したとする申立内容は不合理である。

また、申立期間①及び②² について、申立人は夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、オンライン記録から、申立人は、申立期間①及び②の過半の期間について国民年金に未加入であり、それ以外の期間は厚生年金保険に加入していることが確認できること、及び前述したように、申立人の夫の国民年金加入手続時期が昭和55年5月ごろと推認され、申立人よりも約2年近く前であることを考え合わせると、申立期間①及び②について、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の主張は不自然である。

さらに、前述したように、申立期間①及び②において、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていないことを踏まえると、申立期間①及び②については、申立人は、国民年金に加入しておらず、夫の国民年金保険料と一緒に納付することはできなかったと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年12月から57年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 57 年 3 月まで

私が短期大学卒業後の昭和 55 年 4 月から就職した会社は、厚生年金保険が適用されていなかったため、私は当時年金に未加入であった。その後、57 年 4 月ごろに転職したのを契機に私の母親に勧められて、私が区役所の支所で国民年金の加入手続を行うと同時に、国民年金保険料の口座振替の手続及び加入前の保険料の納付を申し出て、後日、送られてきた納付書で、私の母親が区役所の窓口と金融機関で申立期間の保険料を納付した。

国民年金の加入前である申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したにもかかわらず、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料をさかのぼって納付した記憶があると述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の資格取得日から、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、昭和 57 年 6 月ごろと推認されることから、申立期間は過年度納付することが可能な期間であり、加入手続状況など当時の状況を具体的かつ鮮明に記憶している上、保険料の納付額は、申立期間に実際に納付した場合の金額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は見当たらない。

また、申立期間は 1 回、かつ 24 か月と比較的短期間である上、申立期間を除き、国民年金加入期間中に国民年金保険料が未納とされている期間はなく、厚生年金保険から国民年金への切替手続及び国民年金第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への切替手続を複数回適切に行っているなど、保険料の納付意識は高かったものと思われる。

さらに、申立人に国民年金の加入を勧め、申立期間の国民年金保険料を申立人に代わり納付していたとするその母親は、昭和 46 年 4 月に国民年金に任意加入し、国民年金加入期間中の保険料はすべて納付している上、52 年 3 月からは付加保険料も納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 7 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月から 48 年 3 月まで

私は、20 歳になった当時は大学生であったが、私の母親が、20 歳の誕生日から少し遅れて、国民年金の加入手続を行ってくれた。国民年金保険料については、母親が自宅に来た集金人に納付しており、国民年金の加入手続が遅れて保険料が未納となっていた期間についても、さかのぼってまとめて納付したと聞いていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳の誕生日から少し遅れて、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、20 歳までさかのぼって国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の被保険者資格取得日から、昭和 48 年 3 月に行われたと推認され、その時点で申立期間は現年度納付により保険料を納付することが可能な期間であることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立期間後の国民年金保険料はすべて納付済みである上、保険料を前納している期間もあることから、保険料の納付意識は高かったものと認められるとともに、申立期間は 1 回、かつ 9 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から44年9月までの期間及び46年4月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年2月から44年9月まで
② 昭和46年4月から同年7月まで

私の母親は、私が20歳になった昭和43年ごろ、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、私の兄姉と同様に母親が集金人又は金融機関で納付していた。私の両親及び兄姉の保険料は納付済みとなっているのに、私のみ申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料をその兄姉と同様に集金人又は金融機関で納付していたと主張しているところ、当時、申立人が居住していた地域には集金人制度が存在していたことが確認できる上、その母親が保険料を一緒に納付していたとする申立人の両親及び兄姉二人の申立期間の保険料は納付済みとなっている。

また、申立期間の納付を行っていたとする申立人の母親はもとより、申立人の家族についても国民年金加入期間に未納は無く、まじめで、納付意欲の高い家族であることが推察される。

2 申立期間①について、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和46年6月ごろと推認でき、ほかに申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡もないことから、申立人の母親が43年ごろ申立人の加入手続を行ったとする事情はうかがえないが、44年10月から46年3月までの国民年

金保険料を同年 12 月 13 日に過年度納付していることが確認でき、当該過年度納付を行った時点は第 1 回特例納付の実施期間であることから、申立期間①は納付することが可能であったものと考えられ、納付意欲の高かった申立人の母親が過年度納付を行いながら、20 か月と比較的短期間である申立期間①の保険料を納付しなかったとする特段の事情までにはうかがえない。

- 3 申立期間②について、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は昭和 46 年 6 月ごろと推認できることから、申立期間②は、国民年金保険料を現年度納付できる期間である上、申立人は、申立期間②の直前の 44 年 10 月から 46 年 3 月までの保険料を同年 12 月に過年度納付していることが確認できることから、その直後の 4 か月と短期間である申立期間②の現年度保険料を納付しなかったとするのは不自然である。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年7月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月から5年3月まで

学生が国民年金の強制適用になった平成3年4月ごろに、社会保険事務所（当時）から通知があったが、当時、生活が苦しかったので国民年金の加入手続は行わなかった。翌月、再度通知があり、「納付しないと満額を受給することができない。」旨の内容を見て、同年7月ごろに父親が市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、父親が毎月市役所の窓口で、納付書により1万円ぐらいの保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年4月ごろは生活が苦しかったため、社会保険事務所から最初に通知があったときは国民年金に加入しなかったが、二度目の通知で国民年金保険料を納付しないと満額を受給することができなくなることを知り、父親が国民年金の加入手続を行ったことを具体的かつ鮮明に記憶している上、申立期間当時申立人が居住していた地域では、加入勧奨を頻繁に行っていたことが確認できることから、申立内容に不自然さは認められない。

また、申立人の父親が納付していたとする国民年金保険料月額は、申立期間に実際に納付した場合の金額とおおむね一致している上、申立人が当時居住していた市では、保険料の収納は毎月行われていたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、その妹の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付についてもその父親が行ったと主張しているところ、その妹は20歳にな

ってから大学を卒業するまで、保険料はすべて納付済みとなっていることから、その父親が申立人の妹のみ加入手続等を行い、申立人の加入手続等を行わなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年11月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月から2年3月まで

私は、結婚を控えた平成元年10月に会社を退職した際、会社の人事部から国民年金の加入についての説明があったので、2年2月に結婚した後に、市役所で私と夫の国民年金の加入手続を行った。そのころに、申立期間の国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付したと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、口座振替により保険料を納付している期間もあるなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立人は、平成2年2月に結婚した後に、市役所で申立人及びその夫の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年12月に夫婦連番で払い出されており、その時点において、申立期間は、保険料を納付することが可能な期間であり、申立人の所持する年金手帳に元年10月に国民年金被保険者資格を取得した旨の記載が見られること、及び申立期間直後の2年4月から同年12月までの保険料が、同年同月に納付されていることを考え合わせると、保険料の納付意欲が高かったと認められる申立人が、6か月と短期間である申立期間の保険料を納付していたと考えても特段不合理な点は認められない。

さらに、連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている申立人の夫の申立期間を含む昭和63年10月から平成2年3月までの国民年金保険料は、3

年1月にまとめて過年度納付されていることが確認できる上、その夫の職業柄、その夫は、申立人が申立期間の保険料を納付できるだけの十分な資力を有していたものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間のうち、平成元年10月については、厚生年金保険被保険者期間であり、国民年金保険料が還付された記録は無いものの、国民年金被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、この期間の記録訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年6月及び同年7月
② 昭和60年4月から61年3月まで

私は、結婚する直前の昭和50年4月に市役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間①の国民年金保険料については、結婚後の住所地の区役所で国民年金の住所変更及び種別変更手続を行った後に納付したはずである。また、申立期間②の保険料については、口座振替により納付したはずであり、61年4月から第3号被保険者制度が開始されることは認識していたものの、60年4月に任意加入資格を喪失した^{おぼ}憶えは無い。申立期間①の保険料が未納とされていること、及び申立期間②が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の所持する年金手帳及び被保険者名簿によると、申立人は、昭和50年6月2日に国民年金の強制加入から任意加入への種別変更手続を行っていることが確認できることから、任意加入手続を行いながら当該期間の国民年金保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立期間①は2か月と短期間である上、申立人は、任意加入後の国民年金加入期間について当該期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

2 一方、申立期間②については、申立人の所持する年金手帳及び被保険者名簿によると、申立人は昭和60年4月に任意加入資格を喪失していること

が確認できることから、申立期間は未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 6 月及び同年 7 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年9月及び9年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年9月
② 平成9年10月

私は、申立期間①及び②について、会社を退職した直後に、市役所で国民健康保険の加入手続及び厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、1万円ぐらいの国民年金保険料を納付書により金融機関で納付した。

申立期間が未加入で国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、会社を退職した直後に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、1万円ぐらいの国民年金保険料を金融機関で納付したと主張しているところ、当時、申立人が保険料を納付していたとする金融機関は実在し、保険料の収納事務を行っていたことが確認できる上、申立人が納付したとする保険料額は当時の保険料額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間②について、申立人が現在所持している年金手帳は平成9年9月に再発行されていることから、国民年金への切替手続を行うために再発行の手続を行った申立人が、1か月と短期間である申立期間②の国民年金保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人の所持している年金手帳には、申立人の氏名が誤記載されていることから、当時、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

加えて、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を、申立期間①及び②を除き複数回適切に行っていることから、国民年金保険料の納付意

識は高かったものと認められる上、申立期間①及び②は、それぞれ1か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 5 月から 50 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 5 月から 50 年 9 月まで

私は、20 歳になったころ、国民年金の加入に関する案内が来たので、職場の上司に相談した上で、会社近くの区役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、会社近くの郵便局で納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になったころ、国民年金の加入に関する案内が来たので、職場の上司に相談した上で、会社近くの区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の業務を指導していたという上司は、「当時、会社が厚生年金保険に加入していなかったため、国民年金の必要性を説明して加入を勧めた。当時の社員は、みんな国民年金に加入していた記憶がある。」と証言している上、その上司及びほかの社員は、申立期間の国民年金保険料は納付済みとなっていることから、申立内容は基本的に信用できる。

また、申立期間当時、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする区役所は、現在の所在地とは別の場所に所在しており、申立人は、移転前の区役所で加入手続を行ったことを具体的かつ鮮明に記憶している上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたとする郵便局は当時実在し、保険料の収納事務を行っていたことが確認できることから、その主張に不自然さは認められない。

さらに、申立人は、申立期間を除き、長期にわたる国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲は高かった

ものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年3月から同年6月までの期間及び4年1月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年3月から同年6月まで
② 平成4年1月から同年8月まで

私は、平成3年3月に会社を退職する際、会社の人事担当者から、退職後すぐに国民年金の加入手続を行うように指導されたため、すぐに区役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、私が毎月納付書により区役所で納付していた。

その後、平成4年1月に別の会社を退職した後も、前の会社で指導されたことを思い出し、すぐに区役所で国民年金の再加入手続を行い、納付書により毎月区役所で国民年金保険料を納付していた。

未納期間が無いように国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間①及び②が未加入で、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、会社を退職後、すぐに区役所で国民年金の加入手続及び再加入手続を行ったと主張しているところ、申立人が平成3年3月に退職した会社では、退職者に対して、国民年金の加入勧奨についての文書を交付し、会社で保管していた年金手帳を退職者に返却する際にも、口頭で加入手続を行うように指導していたことが確認できる上、同時期に退職した同僚についても、ほとんどが退職後すぐに加入手続を行っていることが確認できることから、申立人の主張には信憑性が認められる。

また、申立人は、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間①及び②以外の厚生年金保険から国民年金への切替手続及び

氏名変更手続を複数回適切に行っていることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められるとともに、申立期間①及び②は、それぞれ4か月及び8か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月

私は、会社を退職した後、平成元年3月ごろに、区役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、送られてきた納付書により、自宅付近の郵便局や金融機関で納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年3月ごろ、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の直後の番号の被保険者の納付記録等から、申立人の国民年金の加入手続時期は平成元年4月以前と推認でき、申立内容とおおむね一致することに加え、申立期間は加入手続を行った時点で現年度となることから、申立人が当時居住していた区から納付書が発行されていたと考えられ、申立期間直前の標準報酬月額から申立期間の保険料を納付することは十分可能であったと認められることも考え合わせると、申立人が保険料を納付していたとしても特段不合理な点は無い。

また、申立期間は1回、かつ1か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付していることに加え、平成5年4月においては国民年金から厚生年金保険への切替手続きを適切に行っているなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 8 月まで

私は、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月に、母親に勧められて、自宅近くの市役所の支所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、当時、私は学生であったので、毎月母親から保険料をもらい、同支所で印紙を購入して手帳に貼り、窓口で提出するとスタンプを押されて返却されたのを鮮明に憶えている。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時学生であったので、毎月母親に国民年金保険料をもらい、自宅から近くの市役所の支所で印紙を購入して手帳に貼り、窓口でスタンプを押されて返却されたことを具体的かつ鮮明に記憶している上、申立期間当時、申立人が居住していた地域では、印紙検認方式で保険料を徴収していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められず、申立人の主張は基本的に信用できる。

また、申立人は、昭和 35 年 10 月に国民年金の被保険者資格を取得しており、半年後の 36 年 4 月に資格喪失されていることが特殊台帳及び国民年金被保険者名簿から確認できるものの、申立人の妹からの証言によると、申立人及びその母親についてのまじめで几帳面な性格がうかがえることから、国民年金制度発足前に加入手続を行ったにもかかわらず、一度も保険料を納付すること無く、同年同月に資格を喪失したとの記録はいかにも不自然である。

さらに、申立人が納付したとする国民年金保険料月額は、申立期間当時、実際に納付した場合の金額とおおむね一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 9 月から平成元年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月から平成元年 2 月まで

私は、昭和 63 年 9 月に会社を退職し、次の就職先が決まるまでの期間、一時的に私の実家に転居していたので、夫婦一緒に町役場に行き、私の国民年金の加入手続及び妻の第 1 号被保険者への種別変更の届出を行い、国民年金保険料については、妻が夫婦二人分を金融機関で毎月納付していた。妻の保険料は納付済みとなっているにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、金融機関で申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人が保険料を納付していたとする金融機関は、申立期間当時存在し、保険料を収納していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立期間の当初に実家が所在する町に住民票を異動し、申立人自身の国民年金の加入手続及びその妻の種別変更手続を町役場で一緒に行い、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、その妻は、当時、第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への種別変更手続及び住所変更の届出を適切に行っている上、申立期間の保険料が納付済みとなっていることから、申立人のみ国民年金に加入せず、保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人の妻は「申立期間当時、夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関で毎月納付していた。」旨証言している上、申立期間は 1 回、かつ 6 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 4299

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 10 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 10 月

私は、昭和 62 年 10 月に会社を退職した後、市役所で国民年金の加入手続を行い、同年同月からの国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続時期は、オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の手帳記号番号の国民年金第 3 号被保険者の社会保険事務所（当時）での入力処理日から、昭和 63 年 3 月ごろと推測され、62 年 10 月に会社を退職後、国民年金の加入手続を行ったとする申立人の主張とおおむね合致している。

また、申立人の国民年金の被保険者資格取得日は、加入当初、会社を退職した日の翌日である昭和 62 年 10 月 26 日となっていたにもかかわらず、後に同年 11 月 1 日に訂正されているが、資格取得日を同日に訂正する理由は見当たらず、当該訂正処理は不自然である。

さらに、上述のとおり、加入当初においては、申立期間は未加入期間ではなく、国民年金保険料を納付することができる期間であることから、既に納付済みである昭和 62 年 11 月以降の保険料の納付書と共に申立期間の納付書も発行されていたと考えられ、同年同月以降の保険料を納付しておきながら、1 か月と短期間である申立期間の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

加えて、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している上、被用者年金制度から国民年金への切替手続を複数回適切に行っているなど、保険料の納付意識は高かったと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 62 年 3 月まで

私が大学 4 年生になった昭和 59 年 4 月に、母親が私の国民年金の任意加入手続を行ってくれた。加入手続後の国民年金保険料については、母親が納付書により金融機関で納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入又は未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学 4 年生になった昭和 59 年 4 月に、その母親が申立人の国民年金の任意加入手続を行ったと主張しているところ、その母親は、「私は、娘（申立人）が大学 4 年生の時に市役所で国民年金の任意加入手続を行った。」旨証言している上、申立人の所持する年金手帳によると、国民年金被保険者資格取得年月日が 59 年 4 月 1 日となっていることから、その母親が、同年同月に申立人の国民年金の任意加入手続を行ったものと考えられる。

また、申立期間の国民年金保険料について、申立人は、その母親が金融機関で納付していたと主張しているところ、その母親が保険料を納付していたとする金融機関は当時実在し、保険料を収納していたことが確認できる上、その母親が納付していたとする保険料額は、申立期間当時に実際に納付した場合の保険料額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその母親は、申立期間当時、厚生年金保険に加入しており、その標準報酬月額から、申立人の保険料を納付できるだけの十分な資力があったものと推認できる上、その母親は、「私は、経営していた会社の収入の中から、娘の国民年金保険料を納

付していた。」旨証言している。

加えて、申立人の母親は、「私は、経営していた会社の従業員の配偶者に対して国民年金に任意加入するように勧めていたので、娘についても、学生のうちに国民年金に任意加入するように勧めていた。」旨証言しており、その従業員の配偶者は、申立期間当時、国民年金に任意加入し、昭和 51 年 10 月以降国民年金保険料を完納していることが確認できることから、母親が、同居していた申立人の任意加入手続を行い、保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から同年7月まで

私は、平成2年4月に会社を退職した後、すぐに区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。その際に、国民健康保険の加入手続も合わせて行った。申立期間の国民年金保険料については、納付書により金融機関又は区役所の窓口で納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年4月に会社を退職した後、すぐに区役所で厚生年金保険から国民年金への加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人は、学生のころから病気のため通院しており、元年に区役所で国民健康保険に加入した際、職員から国民年金にも加入しなければならないと言われ、それ以来、会社を退職する都度、必ず間をあけずに国民年金への切替手続を行っているとしており、その記憶は鮮明で、切替手続を行う動機も明確である上、申立人は7回にわたって国民年金への切替手続を適切に行っていることが確認できることから、申立人の主張は基本的に信用できる。

また、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料の未納は無いことから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる上、申立期間は1回、かつ4か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金の保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年5月7日から55年3月31日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を54年5月7日に、同資格の喪失日に係る記録を55年3月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年5月7日から55年7月1日まで
私が、A社に勤務し、財務の仕事をしていた昭和54年5月7日から55年7月1日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。
必ず勤務していたので調べて厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社で昭和54年6月5日から同年8月26日まで厚生年金保険の被保険者記録がある同僚は、「申立人は自分と同時期に入社した。」と供述しており、このことについて申立人は、「私の方が若干先に入社していた。」と述べている。

また、別の同僚は、「申立人は会社が倒産した昭和55年3月末か同年4月初めにはまだ勤務していた。」と供述している上、申立人は「倒産後、社長の連絡先が分からなくなったので、社長を捜していた。」と当時の状況を具体的に述べている。

これらのことから、申立人は申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社の同僚は、「A社はB業種なので、事務と営業は給与体系が

別だった。営業は歩合制で厚生年金保険に加入できない者もいたが、事務は全員加入していた。申立人は事務だったので厚生年金保険に加入していると思う。」と供述している。

さらに、申立人及び同僚が事務職であったとして氏名を挙げた同僚は、すべて、A社における厚生年金保険被保険者としての記録が存在することから、当時、同社においては、ほぼすべての事務職の従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

一方、A社は、昭和55年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同日以降は適用事業所ではないことが確認できる。

また、前述の同僚は、「昭和55年3月31日がA社での厚生年金保険の資格喪失日であり、それ以降は残務整理をしていたが保険料を控除されていない。」と供述しているほか、そのほかの同僚に聴取しても同日以降も保険料を控除されていたと供述をした者はいないことから、申立期間のうち、55年3月31日から同年7月1日までの期間については、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年5月7日から55年3月31日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間における標準報酬月額については、複数の同僚のA社における当該期間の社会保険事務所（当時）の記録から判断すると、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る昭和54年5月から55年2月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散しており、事業主とも連絡が取れないために確認することができないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る54年5月から55年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は申立人が昭和21年4月22日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年8月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、90円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和21年4月1日から同年8月1日まで

私は、昭和21年4月、女学校の紹介により、もう一人の同級生と一緒に新卒でA社に入社した。初めの数週間は同社本店にいたが、その後同社B支店に配属となり、D係として勤務していた。

社会保険庁（当時）の記録では、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いが、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚は、「申立人とは、女学校の同級生であり、同日にA社に入社した。申立人から、同社B支店に配属されたと聞いた。」と証言している。

また、申立人が記憶するA社B支店の所在地は、C社及びA社の元従業員の供述と一致している上、申立人は同社を退職した経緯を具体的に記憶していることから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

さらに、上記の同僚は、昭和21年4月22日にA社本店において、厚生年金保険被保険者資格を取得している。

加えて、C社は、「従業員ごとに厚生年金保険に加入させたり、させな

かったりということはなく、統一的な取扱いであったと思う。」と回答している。

一方、A社本店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和19年6月1日から24年4月1日までに資格を取得した者約1,000名を調査したが、申立人の名前は見当たらない。

しかしながら、上記の被保険者名簿は、記載内容から更新された名簿であると考えられるが、資格取得日順に記載されておらず、健康保険番号もまちまちであることから、申立期間当時、当該被保険者名簿が通常の事務処理において作成されたものとは考え難く、何らかの事情により消失し、復元された名簿であると考えられる。

このことについて、日本年金機構E事務センターからは、当該被保険者名簿が資格取得日順に記載されていない理由は不明であり、このほかに保管している同社本店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は3枚しか見当たらないと回答しており、これらの記録及び申立人の同僚の記録を前提にすると、申立人の厚生年金保険被保険者記録は、当該被保険者名簿の整備時に誤った処理がなされた可能性が高いと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和21年4月22日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、A社本店における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年8月1日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額は、申立人と同期入社と同僚の記録から、90円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和17年6月1日から19年1月15日までの期間について、A社B事業所の事業主は、申立人が17年6月1日に労働者年金保険被保険者資格を取得し、19年1月15日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、当該期間に係る労働者年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和17年6月から18年1月までは130円、同年2月から同年12月までは140円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和28年7月1日から同年7月31日までの期間について、申立人は厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、G社における申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年7月31日と訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月1日から19年1月15日まで
② 昭和26年4月1日から27年8月1日まで
③ 昭和28年7月1日から同年7月31日まで

申立期間①については、夫は、昭和17年1月1日にA社B事業所に入社し、19年1月14日まで勤務していたが、労働者年金保険被保険者記録が欠落しているため、記録を訂正してほしい。

申立期間②については、夫は、E社を退職後、C社（現在は、D社）に勤務していた。厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和26年4月1日から27年7月31日までの期間は、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。確かに勤務していたので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

申立期間③については、夫がG社に勤務していた期間のうち、昭和28年7月1日から同年7月31日までの期間の厚生年金保険被保険者記

録が無い。申立期間について記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及びA社B事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で、生年月日が同じ者が昭和17年6月1日に資格を取得し、19年1月15日に同資格を喪失していることが確認できる。

また、当時、A社B事業所において労働者年金保険の被保険者記録のある同僚から、同社の従業員には申立人と同姓同名の人はいなかったとの証言を得ていることから、上記の記録は申立人の記録であると認められる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人が昭和17年6月1日に労働者年金保険被保険者資格を取得し、19年1月15日に同資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から、昭和17年6月から18年1月までは130円、同年2月から同年12月までは140円とすることが妥当である。

申立期間③について、オンライン記録の資格喪失日は、昭和28年7月1日とされている。

しかし、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及びG社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格喪失日は昭和28年7月31日と記録されており、当該期間において申立人は厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は当該期間において厚生年金保険被保険者であると認められることから、G社における資格喪失日は昭和28年7月31日と認められる。

一方、申立期間②について、申立人の著書の記述内容及びD社から提出された機関紙の内容から、申立人が当該期間においてC社に勤務していたことは認められる。

しかし、オンライン記録によると、C社は昭和34年1月10日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間においては適用事業所となっていないことが確認できる。

また、当該期間の後の昭和30年にC社に入社した同僚は、「入社当時、C社は厚生年金保険に加入していなかった。」と証言しているところ、同氏の当該事業所における資格取得日は、当該事業所が適用事業所となった日と同日の34年1月10日と記録されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年12月21日から60年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年10月から57年11月1日まで
② 昭和59年12月21日から60年4月5日まで

昭和56年10月から60年9月28日までB事業所（経営母体は、A社からC社に変更。）で勤務していた期間のうち、56年10月から57年11月1日までの期間及び59年12月21日から60年4月5日までの期間の厚生年金保険の加入記録が欠落している。B事業所には、56年10月の開設準備時から勤務し、途中、同事業所の経営母体がA社からC社に変わったが、同事業所には、60年9月28日まで勤務し、その間、厚生年金保険料は給与から控除されていた。

申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人は、当該期間のうち、昭和59年12月21日から60年2月1日までの期間について、A社B事業所に勤務していたことが認められる。

また、上記の同僚は、「申立人は、当該期間においても勤務形態や業務内容に変更は無く勤務していた。」と述べている。

さらに、A社において被保険者であった複数の者に照会したところ、その記憶する退職日と厚生年金保険被保険者の資格喪失日は一致している旨

を述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、昭和 59 年 12 月 21 日から 60 年 2 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間②のうち、昭和 60 年 2 月 1 日から同年 4 月 5 日までの期間については、申立人は、当該期間においては、C 社における雇用保険の被保険者となっていることが確認でき、このことについて、申立人及び上記の同僚は、「B 事業所は、A 社から C 社に売却された。」と述べている。

また、C 社は、昭和 60 年 4 月 5 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間においては適用事業所となっていない。

さらに、C 社は既に適用事業所でなくなっており、事業主も既に死亡していることから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として、申立期間②のうち、昭和 60 年 2 月 1 日から同年 4 月 5 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、昭和 59 年 12 月から 60 年 1 月までの標準報酬月額については、申立人の A 社における 59 年 11 月の社会保険事務所（当時）の記録から 20 万円とすることが妥当である。

なお、A 社の事業主が、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行した否かについては、同社は既に適用事業所でなくなっている上、事業主も既に死亡していることから照会することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①については、申立人が、A 社に勤務していたことは、上記の同僚の証言から推認できる。

しかしながら、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 57 年 11 月 1 日であり、当該期間は適用事業所となっていない。

また、A 社が厚生年金保険の適用事業所となる前から同社に勤務していたとする同僚に照会したものの、当該期間において厚生年金保険料を控除されていたとする供述は得られなかった。

さらに、上述のとおり、A 社は既に適用事業所でなくなっており、事業

主も既に死亡していることから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和35年9月1日に、同資格の喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年9月1日から同年10月1日まで

私は、昭和35年8月末にC社を退職した後、A社B工場とD社の2社の採用試験を受けていたが、A社B工場の採用が先に決まったため、同年9月1日に同社に入社したが、同年9月30日において、D社が私を同年10月1日から採用することが決まったため、A社B工場を退職した。

しかし、社会保険庁（当時）の記録では、昭和35年9月1日から同年10月1日までのA社B工場における厚生年金保険の被保険者記録が無い。

当時の給与明細書を提出するので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細書から、申立人が、申立期間においてA社B工場に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書の保険料控除額から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務

を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主が、申立人について厚生年金保険被保険者の資格取得届を提出していた場合には、その後に資格喪失届を提出することになるが、これらのいずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 35 年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和41年1月24日に、同資格の喪失日に係る記録を43年4月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、41年1月から同年9月までは1万2,000円、同年10月から42年9月までは1万6,000円、同年10月から43年3月までは1万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月24日から43年4月16日まで
私は、昭和41年1月24日から43年4月15日までA社に勤務していたが、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているため記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人がA社において昭和41年1月24日に資格を取得し、43年4月15日に離職した旨の記録が確認できる上、申立人の同僚の証言及び当時の同社の業務内容に関する申立人の申立内容から、申立人は申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、A社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書において、申立人が昭和41年1月24日に資格を取得する旨記載されている上、同通知書に記載されているほかの同僚4名については、厚生年金保険被保険者記録が存在することが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を昭和41年1月24日に、同資格の喪失日に係る記録を43年4月16日とすることが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の同僚の厚生年金保険被保険者原票等から、昭和41年1月から同年9月までは1万2,000円、同年10月から42年9月までは1万6,000円、同年10月から43年3月までは1万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和32年4月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月18日から33年7月1日まで

夫は、昭和22年7月1日から48年4月4日までA社に継続して勤務していたが、社会保険庁(当時)の記録では、32年4月18日から33年7月1日までの期間が欠落している。申立期間当時は、同社C支店で支店長として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人が所持していたA社が発行した冊子及び同社が保管する身上調書から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し(同社D支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人が申立期間に異動したA社C支店は、昭和30年12月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており(以下「全喪」という。)、申立期間において適用事業所としての記録が無いが、全喪後に同社C支店長となった歴代の後任者は、同社B支店で資格を取得していることから、申立人は同社B支店において被保険者となるべきものである。

また、異動日については、上記の冊子に、申立人のA社C支店長就任年

月日が昭和 32 年 4 月 17 日と記載されており、同年 4 月には、申立人が同社 C 支店に配属されていることが確認できることから、同年 4 月 18 日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社 B 支店における昭和 33 年 7 月の社会保険事務所（当時）の記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについて不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る申立てどおりの被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主が申立人の資格取得日を昭和 33 年 7 月 1 日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 32 年 4 月から 33 年 6 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和44年3月1日から同年9月16日までの期間について、B社の事業主は、申立人が同年3月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年9月16日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、2万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年8月ごろから44年2月ごろまで
② 昭和44年3月1日から同年9月16日まで

厚生年金保険被保険者記録によると、昭和38年8月ごろから44年2月ごろまでの期間及び同年3月1日から同年9月16日までの期間の記録が無いが、当該期間はA社及びB社において勤務していた。A社では、C市D区の事業所で受付をしていた。また、亡夫とはB社の同じ職場で知り合い、結婚をするために同社を退職した。当時の記憶は不鮮明で資料等も無いが、調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、B社から提出された社会保険台帳から、申立人と同姓同名で生年月日の日が相違（昭和15年*月*日生まれ）する、昭和44年3月1日から同年9月16日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が確認でき、当該被保険者の住所は、申立人の当時の住所であることが確認できる。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同姓同名で生年月日の日が相違（昭和15年*月*日生まれ）する、昭和44年3月1日から同年9月16日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が

確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の被保険者記録であり、事業主は、申立人が昭和 44 年 3 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 9 月 16 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿の記録から、2 万 2,000 円とすることが妥当である。

申立期間①について、申立人は当該期間において A 社に勤務していたと述べているが、同社は、「申立人に係る資料は確認できない。」としている上、「当時の社員名簿に申立人の氏名が確認できないため、申立人は正社員ではなかったと思われる。」と回答している。

また、申立人は、当時のことは全く覚えていないとしており、同僚等の氏名も思い出せないことから、申立てに係る証言が得られず、申立人の申立期間①における勤務実態を確認できない。

さらに、A 社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿並びに C 市 D 区の同社 E 工場、同社 F 工場及び同社 G 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票からは申立人の記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和62年3月17日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年3月17日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち昭和62年4月1日から同年9月1日までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年3月17日から同年4月1日まで
② 昭和62年4月1日から同年9月1日まで

私は昭和62年3月17日にA社に入社したが、ねんきん定期便には厚生年金保険被保険者の資格取得日が同年4月1日と記載されている。また、ねんきん定期便に記載されている同年4月から同年8月までの標準報酬額に伴う保険料納付額が給与明細書と相違している。申立期間①については資格取得日を訂正し、申立期間②については標準報酬額を38万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人から提出のあったB社に入社した際の履歴書に「A社に昭和62年3月入社」と記載されていることが確認できる

上、同僚からも「申立人は同年3月17日に入社した。」との意見を得ており、申立人の所持する給与明細書から、申立人は、同社に同年3月17日から継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の所持する給与明細書から、38万円とすることが妥当である。

なお、事業主による申立人に係る当該期間の保険料の納付義務の履行については、事業主から回答が得られないが、社会保険事務所（当時）におけるA社の資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同日になっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和62年4月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、申立人は、当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、38万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られず、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料等が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 9 月 1 日から 32 年 3 月 1 日まで
平成 9 年 6 月ごろ、社会保険事務所（当時）で年金記録を確認した際に、A社に勤務していた期間は脱退手当金を支給済みであるということを知った。

私は、当時、脱退手当金制度について知らなかったため、自分で受給手続きをすることは考えられず、また、退職時に会社から退職金や一時金を受けた記憶も無い。私は脱退手当金を受給していないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 年 7 か月後の昭和 35 年 9 月 26 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より後の被保険者期間については当該脱退手当金の支給決定日より前であるにもかかわらずその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

さらに、当該脱退手当金の支給決定日以前における 2 回の被保険者期間のうち、支給日直前の被保険者期間を失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間である被保険者期間は同一番号で管理されていたにもかかわらず、支給日直前の被保険者期間が脱退手当金に含まれていないことは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

神奈川厚生年金 事案 3957

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和29年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和29年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和28年4月1日にA社B事業所に入社し、29年4月1日付けで同社C事業所に異動したが、厚生年金保険の記録では1か月間の欠落がある。しかし、実際は同一企業の中における支店間異動（転勤）であり、あくまでも一貫して勤務していたので、当該期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された個人経歴記録表及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和29年4月1日に同社B事業所から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和29年2月のA社B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては、昭和39年の水害により資料が滅失したため不明としているが、事業主が資格喪失日を29年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が

同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和21年10月1日から24年2月1日までの期間について、事業主は、申立人が21年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、24年2月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和21年10月から23年7月までは600円、同年8月から同年11月までは5,100円、同年12月及び24年1月は8,100円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月1日から18年4月1日まで
② 昭和18年4月1日から19年5月1日まで
③ 昭和21年10月1日から24年2月1日まで

夫の手記によると、夫は、昭和17年1月6日にA社B支社経理部に配属され、同年4月から同社C所経理部勤務となり、18年4月から19年5月まで同社D所で勤務し、同年6月から21年5月まで兵役、同年10月から同社本社経理部勤務となり26年12月に同社を退職したが、24年2月1日以前の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、A社保管の職員録及び申立人の手記から、申立人は、同社本社に勤務していたことが認められる。

また、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で、生年月日が同一及び厚生年金保険被保険者番号と基礎年金番号が同一の者が、昭和21年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格

を取得し、24年2月1日に同資格を喪失したことが確認できるとともに、オンライン記録により、当該被保険者記録は、基礎年金番号に未統合であることが確認できる。

さらに、厚生年金保険被保険者番号払出簿の記録から、申立人の基礎年金番号は、昭和21年10月1日にA社の申立人に対して払い出されたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であり、A社の事業主は、昭和21年10月1日に申立人が同社において被保険者資格を取得し、24年2月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険労働者年金保険被保険者名簿の記録から、昭和21年10月から23年7月までは600円、同年8月から同年11月までは5,100円、同年12月及び24年1月は8,100円とすることが妥当である。

一方、申立期間①及び②については、A社保管の職員録及び申立人の手記から、申立人は、申立期間①に同社C所に、申立期間②に同社D所に勤務していたことが認められる。

しかし、申立人の手記に、申立人は、同社C所及び同社D所において、経理部勤務であったと記載されているところ、当時、労働者年金保険法が適用されるのは、工場等に勤務する「筋肉労働者」であったことから、申立人は、労働者年金保険の被保険者として加入できなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち平成13年9月1日から14年12月27日までの期間及び16年1月1日から18年3月1日までの期間に係る標準報酬月額については、13年9月から14年11月までは19万円、16年1月から同年9月までは20万円、同年10月から18年2月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年10月1日から14年12月27日まで
② 平成16年1月1日から18年3月1日まで

ねんきん定期便に記載された私の厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成6年10月1日から14年12月27日までの期間及び16年1月1日から18年3月1日までの期間の厚生年金保険の標準報酬月額記録が、18万円となっており、実際に支払を受けた給与よりも低額になっている。給与明細書は13年9月分以降の物を一部保管している。調査をして当該期間の厚生年金保険被保険者標準報酬月額記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内のいずれか低い方を認定することとなる。

申立期間①のうち、平成13年9月1日から14年12月27日までの期間

の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書及び給与所得の源泉徴収票の報酬月額及び保険料控除額から、19万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書及び給与所得の源泉徴収票の報酬月額及び保険料控除額から、平成16年1月から同年9月までは20万円、同年10月から18年2月までは28万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間①のうち、平成6年10月1日から13年9月1日までの期間について、申立人は給与明細書及び給与所得の源泉徴収票等を所持しておらず、当該期間に事業主が源泉控除していた厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額を確認することができない上、A社は19年12月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当該期間当時の事業主は既に死亡しており、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった当時の事業主も連絡先が不明で、当該期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除及び報酬月額について確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間において申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険被保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、連絡先が不明であることから、これを確認することはできないが、給与支給明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が、平成13年9月から14年11月までの期間及び16年1月から18年2月までの期間の長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支給明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川厚生年金 事案 3960

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月1日から同年5月1日まで

私は、申立期間において、A社に勤務し、給料支払明細書では厚生年金保険料が控除されているので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る給与支払明細書、B社保管の申立人の履歴書及び住所録並びに雇用保険の被保険者記録から、申立人はA社に継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によれば、A社は昭和45年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては、適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は、商業登記簿謄本によると同年4月7日から法人格を有していることが確認できる上、B社は申立期間のA社の従業員数は13名であったとしていることから、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年4月の給与支払明細書の厚生年金保険料の控除額から7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険

事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月 1 日から 41 年 12 月 1 日まで

申立期間については脱退手当金を受給しているとのことであったが、当時は、結婚、引っ越し、出産と出費がかさむ時期であり、仮にまとまったお金を受け取っていたならば、何に使うかなどを家族と話をしていたと思われるが、そのような記憶は全く無いので、調査し、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の2回の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっており、申立人が最初に就職した事業所の46か月にわたる長期間の被保険者期間及び申立期間である最終事業所の直前の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和41年12月1日の前後3年以内に資格喪失した女性のうち、連絡先が把握できた2名から事業所における脱退手当金の取扱いについて聴取したところ、いずれも事業主による代理請求はうかがえず、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、

申立人は、最終事業所に在職中の昭和 41 年 3 月 * 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

神奈川厚生年金 事案 3962

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和46年1月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年1月20日から同年2月1日まで
社会保険庁(当時)の記録によると、昭和46年1月20日にA社C支店で厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、同年2月1日に同社B支店で資格を取得したこととなっており、被保険者期間が1か月間欠落しているが、私は、44年4月1日から現在まで一貫して同社に勤務しており、途中で辞めたことは無いので欠落が生じるはずが無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した在籍証明書、社員カード(異動履歴)、健康保険組合被保険者証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和46年1月20日に同社C支店から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和46年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報

酬決定通知書によると、事業主は、申立人の資格取得日を昭和 46 年 2 月 1 日として届出を行っていることが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年 1 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和32年1月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年1月26日から同年4月15日まで

社会保険庁(当時)の記録によると、昭和32年1月26日にA社本社で厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年4月15日に同社B支社で資格を取得したこととなっており、被保険者期間が3か月間欠落している。私は、30年4月1日から62年12月1日に定年退職するまで、一貫して同社に勤務しており、途中で辞めたことは無いので欠落期間が生じるはずが無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社の転勤辞令、給与辞令、退職手当支給明細書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和32年1月26日に同社本社から同社B支社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における昭和32年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の業務を引き継いだC社は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかではない

と判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和52年10月17日であると認められることから、同社における同資格の取得日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、9万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月17日から53年10月17日まで
私は、A社に昭和52年10月17日に入社して以来、継続して勤務してきた。しかし、厚生年金保険の加入記録では、入社当初の同年10月17日から53年10月17日までの記録が欠落している。当時、子供が二人いたので、健康保険の加入が入社1年後というのは考え難く、さらに、国民健康保険の加入手続をした覚えも無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人は当初、昭和52年11月1日に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していたが、53年9月19日付けの取得年月日の届出処理により、申立人の資格取得年月日を横線で抹消の上、同年10月17日に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、上記の訂正後の資格取得年月日は、当該訂正処理日である昭和53年9月19日より後の日付であることから、申立人の資格取得年月日は不合理な記録となっている。

また、A社からは、「申立人については、何らかの手違いにより、当初、昭和52年11月1日として、資格取得手続を行っていた。その後、申立人の入社日である同年10月17日に取得すべきことが判明し、取得年月日を同日に訂正する届出を行ったと思う。」との回答が得られたほか、管轄の

B年金事務所も、「取得年月日訂正を誤って記録したと推測する。」旨回答していることから、本来、申立人の資格取得年月日は同日として記録されるべきところ、53年10月17日として誤って記録されたものとするのが自然である。

これらを含めて総合的に判断すると申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和52年10月17日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における訂正前の昭和52年11月及び53年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 9 月 1 日から 39 年 8 月 1 日まで
② 昭和 40 年 2 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）へ厚生年金保険の確認に行ったところ、申立期間①及び②については脱退手当金支給済みとの回答があった。脱退手当金を受給した記憶は無いことから、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①及び②の間にある被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっており、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間の厚生年金保険手帳記号番号は同一番号であるとともに、最終事業所と未請求となっている事業所は同一の社会保険事務所で管理されていたことから、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、申立期間の最終事業所における厚生年金保険の加入期間は脱退手当金の請求要件である 24 か月に満たない 6 か月であるとともに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されているすべての女性被保険者 18 名のうち、脱退手当金の支給記録が確認できる者は申立人のみであることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から 40 年 2 月 1 日まで
② 昭和 41 年 10 月 1 日から 42 年 5 月 10 日まで

私は、A社で事務を手伝っていたが、在職中に結婚式を挙げ、昭和42年5月の連休中には他県のB市に引っ越している。その後出産が続き、田舎にはしばらく帰省しておらず、社会保険事務所（当時）の所在も分からないのに出向くことは考えられない。自分で請求するはずは無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①と②の間にある被保険者期間（14 か月）についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。未請求期間となっている被保険者期間と申立期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票、厚生年金保険台帳記号番号払出簿及び厚生年金保険脱退手当金支給報告書において、申立人の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立人は昭和42年6月*日に入籍改姓しているものの、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載され、当該事業所において2年以上の受給要件を満たしている女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭

和 42 年 5 月 10 日から 5 年以内に資格喪失した申立人以外の者は 13 名であるが、そのうち、脱退手当金の支給記録が確認できるのは 3 名であり、事業主は、「会社は従業員に代わって脱退手当金の請求を行っていなかった。」と回答していることから、事業主が代理請求したものとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和57年7月1日から同年7月11日までの期間について、申立人は厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日（昭和57年7月1日）及び資格取得日（同年7月11日）の記録を取り消すことが必要である。

また、申立期間のうち、昭和60年6月1日から同年6月3日までの期間について、申立人のA社本社における資格喪失日及び同社における資格取得日は、同年6月1日と認められることから、同社本社における資格喪失日及び同社における資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年7月1日から同年7月11日まで
② 昭和60年6月1日から同年6月3日まで

私は、昭和57年4月から同一会社に継続して勤務している。しかし、同年7月1日から同年7月11日までの厚生年金保険被保険者記録が欠落している。また、異動日が60年6月3日となっているが、同年6月1日なので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和57年7月1日から同年7月11日までの期間について、A社は、申立人が継続して勤務しており、人事異動も無かったとしている上、申立人も人事異動は無かったとしている。

また、A社は、申立人の厚生年金保険に欠落期間が生じていることについて、「資格の喪失が生じる事由は無い。届出の誤りと思われるので、訂正をお願いします。」としている。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日（昭和57年7月1日）及び資格取得日（同年7月11日）の記録を取り消すことが必要と認められる。

申立期間のうち、昭和 60 年 6 月 1 日から同年 6 月 3 日までの期間について、申立人は、A社本社からA社（B地域）に異動したのは同年 6 月 1 日であり、オンライン記録において資格喪失日及び資格取得日が同年 6 月 3 日となっているのは事実在即しておらず訂正してほしいと主張している。

これについて、A社は、「申立人の異動日は、昭和 60 年 6 月 1 日である。届出の誤りと思われるので、訂正をお願いします。」としている。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社本社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日及び同社における資格取得日の記録を、それぞれ昭和 60 年 6 月 1 日と訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、C社）B本部における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和51年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、50年1月から同年9月までは11万円、同年10月から同年12月までは9万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月1日から51年1月1日まで
私は、昭和46年4月1日から50年12月31日まで、A社に勤務していた。

しかし、厚生年金保険の被保険者記録では、昭和50年1月1日に資格を喪失したこととなっており、被保険者期間が1年足りない。調査の上、資格喪失日を51年1月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人が提出した在籍証明書によると、申立人は、昭和46年4月1日から50年12月31日までA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、C社が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、申立人の資格喪失日が昭和50年1月1日と記載されているものの、備考欄では、同年12月31日退職と記載されているところ、同社は、「資格喪失日を1年誤って記載したものであると思われるが、申立人は、当社の社員であり、申立期間の保険料を控除していないはずがない。」と回答している。

さらに、A社B本部に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の資格喪失日を昭和50年1月1日と記載した日が51年1月

6日である旨の記載が確認できる上、50年10月1日の定時決定の記録が記載されており、C社の回答と符合している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者原票における申立期間の記録から、昭和50年1月から同年9月までは11万円、同年10月から同年12月までは9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は届出を誤ったと思われるが納付については不明と回答しているが、厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主が昭和50年1月1日を申立人の資格喪失日として届け出たことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年1月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川厚生年金 事案 3969

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を平成5年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年5月1日まで

私は、平成3年4月1日から5年4月30日までA社に勤務していたが、同年4月30日から5月1日までの厚生年金保険の加入記録が欠落しているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する平成5年4月の給料支払明細書には、2か月分の厚生年金保険料が控除されている旨の記載が確認できる。

また、A社に照会したところ、「当時の資料が保管されていないので確認はできないが、通常、月末退職者は最終給与から2か月分の厚生年金保険料を控除していた。また、2か月分引いた保険料のうち1か月分を申立人に返したことはない。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給料支払明細書から19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立人の所持する被保険者資格喪失届に記載されている申立人の資格喪失日が平成5年4月30日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、

社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川厚生年金 事案 3970

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和44年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和27年にA社に入社し、平成4年に定年退職するまで勤務していたが、厚生年金保険の加入記録をみると、転勤に伴う昭和44年3月の1か月間が空白となっている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び健康保険組合の加入記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和44年4月1日に同社B支店から同社C事務所に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の昭和44年2月の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成11年3月31日付けで解散（平成18年1月31日清算終了）しているため、事業主が保険料を納付したか否かについての確認はできないが、事業主が申立人の資格喪失日を同年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日と

して届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川国民年金 事案 4302

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 3 月から 45 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月から 45 年 6 月まで

私が 20 歳になった昭和 44 年*月に、私の父親が役場の職員から勧められたのを契機に私の国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、父親名義の口座から家族全員分を一緒に口座振替により納付していたにもかかわらず、私のみ申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 44 年*月ごろにその父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその父親は既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、自身が 20 歳になった時に役場の職員から勧められたのを契機に、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、当時、同役場では国民年金受付処理簿に記載されている氏名を基に国民年金の加入勧奨を行っていたことが確認でき、その処理簿には申立人の氏名は記載されていないことから、申立人への国民年金の加入勧奨は行われなかったものと推認できる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 48 年 6 月に払い出されていることが確認でき、その時点で申立期間は国民年金の未加入期間であることから、国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 63 年 3 月まで

私は、市内で転居した昭和 57 年 4 月ごろ、国民健康保険の手續と同時に国民年金の加入手續を行った。短大時代は、実家の家族と一緒に健康保険に加入していたが、卒業後仕事を始めて父親の扶養から外れたため、自分の国民健康保険が必要になり手續に行った。その際、オレンジ色の年金手帳を発行してもらったが、63 年 8 月に再度市内で転居したため手續に行きその手帳は回収され、現在所持しているものは、再発行された新しい手帳である。現在所持している手帳には、国民年金の番号が印字されたシールが貼られているが、回収された手帳には直接書かれていた。国民健康保険に加入するには、国民年金にも加入しなくてはならないと窓口で言われたことと、20 歳から未納になっている*か月間は学生なので加入しなくてもいいと言われたことを記憶している。

申立期間の国民年金保険料については、私が納付書で市役所か金融機関で納付していたが、昭和 63 年ごろからは銀行で納付していたと思う。保険料の月額及び納付頻度は憶えていないが、加入手續を行ってからは欠かさず保険料を納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、短大卒業後の昭和 57 年 4 月ごろ、国民健康保険の手續と同時に国民年金の加入手續を市役所で行ったとしている。しかし、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手續日は、63 年 5 月から同年 7 月ごろと推認されることに加え、オンライン記録では申立期間直後の昭和 63 年度の国民年

金保険料が、平成元年2月28日に12か月分まとめて納付されていることを考え合わせると、申立人が主張するように昭和57年4月ごろに加入手続きを行い、以後欠かさず保険料を納付してきたとは考え難い。

また、申立人は昭和63年8月に市内で転居した際、古い年金手帳は回収され、新しい年金手帳が発行されたと主張している。しかし、仮に申立人が主張するように年金手帳が回収された場合には、古い年金手帳の国民年金手帳記号番号及び国民年金保険料の納付履歴が引き継がれる取扱いが行われることとなるが、そのような取扱いは行われておらず、申立人が現在所持している年金手帳に記載されている手帳記号番号の払出日が同年同月であると確認できることに加え、申立期間当時において、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間当時、申立人に対して保険料の納付書が発行されていたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 18 年 7 月から同年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 7 月から同年 11 月まで

私は、以前、社会保険事務所（当時）に委託された業者を名のる人からの電話を受け、その際、「（社会保険事務所側の）ミスで国民年金保険料が納付されたかどうか分からない。」と言われたので、私が「納付したはず。」と答えた旨を憶えている。その後、この件に関しての連絡がなかったが、ねんきん特別便が届いたので記録を確認したところ、未納期間があったことから、電話の件を思い出した。

私の申立期間の国民年金保険料については、私が出産のため実家にいた平成 19 年 10 月から同年 11 月までの間に、夫が納付書と現金を持って自宅近くのコンビニエンスストアでまとめて納付したと言っているので、保険料を納付したことは間違いないと確信している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が平成 19 年 10 月又は同年 11 月にコンビニエンスストアで国民年金保険料を納付したと主張しているが、当該コンビニエンスストアの店舗において同年 10 月及び同年 11 月に収納された保険料を調査した結果、当該コンビニエンスストアでは、その期間に収納された保険料は 1 か月分の保険料額 13,860 円が 3 件のみであったことが確認できることから、その中に申立人の夫がまとめて納付したとする申立人の保険料額 69,300 円の納付があったとは考え難い。

また、日本年金機構本部を通じて申立人に発行した申立期間の納付書に付されているバーコード情報について、納付の時期を平成 19 年 10 月及び同年 11 月に限定せずに、当該コンビニエンスストア本部に確認した結果、当該番

号の納付書について、同本部から国民年金保険料の収納が無かった旨の回答を得ている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年5月まで

私は、国民年金の加入手続きを行っていないが、国民年金保険料の納付書が送られてきたので、母親が、申立期間の保険料を区役所又は銀行で納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその母親は、平成5年に申立期間の保険料を納付し、そのすぐ後から口座振替により保険料を納付したと述べているが、
i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、7年7月に払い出されていること、
ii) その時点で納付することが可能であった申立期間直後の5年6月から7年7月までの保険料は納付済みとされていること、
iii) 同年8月から口座振替による保険料の納付が始まっていることが銀行の記録により確認できることから、申立人の母親が区役所又は銀行で納付したのは、5年6月から7年7月までの保険料であったと考えるのが合理的である。

また、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料として納付したとする金額は、当該期間の保険料額と相違し、納付済みとされている平成5年6月から7年7月までの保険料の合計額とおおむね一致している。

さらに、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 4306

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から45年2月までの期間及び47年9月から52年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年7月から45年2月まで
② 昭和47年9月から52年9月まで

私が会社を退職した昭和43年7月に、父親が国民年金の加入手続きを行ったはずである。国民年金保険料については、納付金額は分からないが、毎月、母親が自分の分と一緒に集金人に納付しているのを聞いていた。母親が60歳になった50年*月からは、私が市役所の窓口で、納付書により保険料を納付したが、納付金額及び納付時期は忘れてしまった。申立期間が未加入又は未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、その父親が国民年金の加入手続きを行い、申立人又はその母親が国民年金保険料を納付したと主張しているが、加入手続き等を行ったとするその両親は既に他界している上、申立人は、保険料の納付金額及び納付時期についての記憶が定かではなく、両親から国民年金手帳を受け取った記憶も無いとしていることから、申立期間①及び②当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和43年7月に、父親が国民年金の加入手続きを行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は54年9月に払い出されていることが確認でき、申立期間①及び②の前後を通じて同一市内に居住し続けていた申立人に、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4307

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成 3 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成 3 年 6 月まで

私が 20 歳に到達した昭和 63 年*月ごろ、私の父親が町役場で私の国民年金の加入手続を行ったと思う。申立期間の国民年金保険料については、私の両親が地元の婦人会の集金人に毎月納付していたものと思われ、その後、別の市に転居してからは、詳細は記憶していないものの、私が納付していたはずである。申立期間のうち、63 年 4 月から平成元年 3 月までの期間及び 3 年 4 月から同年 6 月までの期間の保険料が未納とされていること、及び資格喪失の手続をしていないにもかかわらず、元年 4 月から 3 年 3 月までの期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳に到達した昭和 63 年*月ごろ、その父親が町役場で申立人の国民年金の加入手続を行い、両親が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間当時、父親とは同居していなかった上、両親は当時の記憶が定かではないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が所持する年金手帳には、申立期間後に居住していた区で払い出された国民年金手帳記号番号が記載されている上、当該手帳記号番号は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成 7 年 2 月以降に払い出されていることが推認でき、申立期間については、その際に行政側が国民年金の被保険者資格をさかのぼって取得及び喪失させる事務処理を行ったものであり、手帳記号番号が払い出される前においては、申立期間は未加入期間であったこ

とから、国民年金保険料を納付することができない期間であったものと考えられ、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年5月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年5月から平成2年3月まで

私は、海外の大学に留学していた20歳のころ、私の母親が区役所で私の国民年金の加入手続きを行い、その後、国民年金保険料を、母親が銀行で納付書によって納付していた。申立期間の保険料は、母親がすべて納付していたにもかかわらず、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳のころにその母親が、申立人の国民年金の加入手続きを行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の資格取得日から、国民年金の加入手続きは平成2年11月に行われたと推認され、申立内容と合致しない上、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に住民登録しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

また、その母親は、申立人の所持する年金手帳の「初めて国民年金の被保険者になった日」が、昭和56年*月*日であることから、同日が国民年金の加入手続き日であると主張しているが、その日付は、加入手続き日に関係無く、強制加入期間の初日まで遡^{そく}及することから、加入手続き日及び国民年金保険料の納付の始期を特定するものではない。

さらに、申立人は、これまで所持する年金手帳は1冊だけであるとしており、その年金手帳には「国民年金の記録」の欄に「1号」のゴム印が押されていることが確認できることから、昭和60年法律第34号による改正後の国民年金法が施行された昭和61年4月以降に、国民年金の記録が作成された年金手帳であると考えられ、56年5月ごろに国民年金の加入手続きを行ったとする主張と合致しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から54年3月までの期間及び同年10月から55年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月から54年3月まで
② 昭和54年10月から55年4月まで

私達夫婦は、親の勧めもあったので、昭和50年の結婚をきっかけに妻が夫婦二人の国民年金の加入手続を社会保険事務所（当時）で行った。国民年金保険料については、夫婦二人分を半年分又は1年分まとめて、妻が納付書により市役所、社会保険事務所又は金融機関で納付していた。保険料額についての記憶は無いが、申立期間の保険料を納付していたにもかかわらず、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年の結婚を契機に夫婦で国民年金に加入したと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期、前後の手帳記号番号の任意加入被保険者の加入状況等から、申立人の国民年金への加入時期は、55年5月、その妻の加入時期については57年6月ごろと推認できることに加え、国民年金の加入手続を行った場所についても、加入窓口である市役所ではなく社会保険事務所とするなど加入時の記憶は曖昧であること、申立期間①当時に、申立人へ手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえないことなどを踏まえると、50年の結婚を契機に夫婦同時に国民年金に加入したとする申立内容は不合理である。

また、申立期間①及び②について、申立人は、その妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、オンライン記録から、一緒に保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立期間①及び②においては、その過半の期間について国民年金に未加入であり、それ以外の期間は厚生年

金保険に加入していることが確認でき、前述したように、申立人の妻の国民年金加入手続時期が昭和 57 年 6 月と推認され、申立人よりも約 2 年近く後であることを考え合わせると、申立期間①及び②について、申立人の妻が夫婦二人分の保険料を納付していたとする主張は不自然である。

さらに、前述したように、申立期間①及び②において、申立人の妻には国民年金手帳記号番号が払い出されていないことを踏まえると、申立期間①及び②については、その妻は、国民年金に加入しておらず、その妻は申立人の保険料と一緒に納付することはできなかったと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 8 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月から平成 3 年 3 月まで

私が、学生であった 20 歳のころ、私の母親が、市役所の行政センターで私の国民年金の加入手続を行ってくれ、その後、母親が、私の国民年金保険料を、同センターで、1 か月ごとに納付したと聞いている。母親が申立期間の保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したとするその母親は、申立期間当初の昭和 62 年ごろに、申立人が大学生にもかかわらず、国民年金の加入勧奨に関するはがきか何かが家に届いたので、国民年金の加入手続を行ったと述べているが、当時居住していた市では、学生が強制加入となった平成 3 年に広報紙にその旨を掲載し、その周知を行っているものの、昭和 62 年当時には学生に対して直接加入勧奨を行っていないことが確認できることから、申立内容に齟齬がみられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の直前の番号の被保険者の 20 歳での新規資格取得日は平成 4 年 8 月であり、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは同年同月以降と推認され、申立内容と合致しない上、別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人の母親が納付していたと述べている申立期間の国民年金保険料の月額、実際に納付済みとされている平成 4 年 5 月から 5 年 5 月までの保険料月額とほぼ一致していることに加え、年金手帳に検認印を押す方法であったとする保険料の納付方法は、昭和 48 年 3 月に廃止されていること

から、申立期間の保険料の納付状況についての説明に不自然さがみられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から平成3年3月まで

私は、20歳になった昭和59年*月ごろに国民年金に加入した。加入手続に自ら出向いた憶えは無いが、国民年金に加入できるようになった20歳のころに、自宅に加入案内の通知が届いたため記載して返信したところ、納付書が送付されてきたことから金融機関で国民年金保険料を納付していた。当初は、年金手帳ではなく証書のようなものを所持していたが紛失してしまい、現在は平成3年4月に口座振替手続を行った際に交付された年金手帳を所持している。納付書により金融機関で保険料を納付していた申立期間が未加入で保険料を納付していなかったとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入できるようになった20歳のころに加入案内の通知が届いたため、記載して返信したところ納付書が送付されてきたことから金融機関で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が居住していた市では、学生が強制加入となった平成3年4月以降については、往復はがきにより学生の身分照会を行い、加入する旨の返信があった者に対しては加入手続を完了したのものとして年金手帳を送付していたことが確認できるが、申立人が20歳になった昭和59年ごろは当該加入案内やそれに基づく加入手続は行われていなかったことが確認できる上、申立人が平成3年4月の口座振替手続時に年金手帳を交付されたとしている点についても当時の制度と一致しない。

また、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする時期は、申立人の居住していた市の記録から平成3年4月8日であることが確認でき、その時点で

は申立期間は未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間を通じて同一市内に居住しており、同一の行政機関が長期間にわたり記録管理を続けて誤ることも考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無い上、口頭意見陳述においても具体的な納付を裏付ける新しい証言や証拠を得ることができなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から平成2年3月まで

私は、平成2年4月に就職した際、会社の社会保険事務関連の担当者から年金手帳を提出するように言われたため、区役所で国民年金の加入手続を行った。その際、私は、区役所の担当窓口の職員から、「このままだと年金を受け取るのが2年間遅くなります。2年間なら、さかのぼって納付できます。」と聞いたことから、毎月あるいは2か月ごとに申立期間の国民年金保険料を納付したと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年4月に区役所で国民年金の加入手続を行った際に年金手帳を交付されたと主張しているが、その手帳には、4年11月に払い出された国民年金手帳記号番号が記載されていることから、申立内容と一致しない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付時期や納付場所等について、記憶が定かではないことから、申立期間当時の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成4年11月に払い出されていることが確認でき、手帳記号番号が払い出される前においては、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は、申立期間当時から手帳記号番号が払い出された時期を通じて同一区内に居住しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年ごろから8年ごろまでのうち24か月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年ごろから8年ごろまでのうち24か月

私は、平成8年5月に海外から帰国し、出国前に住んでいた親戚宅に戻ってきた。同親戚宅に、私の国民年金保険料の納付書が届いていたので、親戚からも勧められ、町役場で申立期間の保険料をまとめて納付した。私は、まとめて納付した保険料額をはっきり憶えており、9年以前に保険料の免除の申請を行ったことはないはずなのに、申立期間のほとんどが、保険料の免除期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料の納付金額は記憶しているものの、申立期間の始期及び終期についてはよく憶えていないとしており、申立期間当時の保険料の納付状況についての記憶は曖昧である。

また、申立人は平成9年以前に国民年金保険料の免除の申請を行ったことはないと述べているが、オンライン記録によると、平成6年度から16年度まで保険料の免除の申請がされており、申立期間のほとんどは、保険料の免除期間である。

さらに、免除期間の国民年金保険料を納付する場合、制度上、追納手続が必要であるが、申立人は、免除期間の保険料として納付した記憶は無く、オンライン記録でも追納の申込みの記録が見当たらない上、仮に、追納の手続を行わず、免除の申請前に既に発行されていた納付書で申立期間の保険料を納付したとすると、過誤納として還付されることになるが、過誤納とされた記録も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述においても新たな証言や証

拠を得ることができず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4314

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から14年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月から14年3月まで

私は、20歳になった平成10年*月に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付し、11年2月からは申請免除を行った。申立期間当時、私は大学生であったことから、12年4月から14年3月までの期間については学生納付特例の申請を行った。申立期間の保険料については、私の母親が17年7月25日に社会保険事務所(当時)で16年5月から同年7月までの未納の保険料と一緒に納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成16年8月に就職しており、賞与が支給された後の17年7月25日に、申立期間と当時未納であった16年5月から同年7月までの期間の国民年金保険料を合わせた金額を母親に手渡して納付を依頼し、その母親が社会保険事務所で納付したと主張しているが、その母親は、申立期間の保険料について、納付期間及び納付金額等についての記憶が曖昧であることから、当時の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が納付したとする国民年金保険料額は、実際の保険料額と大きく相違している。

さらに、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、同番号に基づいて国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、源泉徴収票等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 5 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 5 月から 61 年 3 月まで

私が 20 歳になったため、母親が、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を銀行で納付していたと母親から聞いている。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になったため、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとするその母親は、国民年金の加入手続時期及び保険料の納付方法等について、はっきり憶^{おぼ}えていないと述べていることから、申立期間当時の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人が所持している年金手帳及び申立人の国民年金被保険者名簿では、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は、昭和 63 年 2 月とされていることから、申立期間は、国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が 25 歳であった昭和 63 年 2 月ごろに払い出されていることが確認でき、申立人は、継続して同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年11月から62年2月までの期間及び平成2年5月から4年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年11月から62年2月まで
② 平成2年5月から4年3月まで

私が20歳になった昭和60年*月ごろに、母親が、私の国民年金の加入手続を行ったと思う。その後、母親が、私及び両親の3人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと思う。

申立期間①及び②が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和60年*月ごろに、その母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していない上、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとするその母親は、申立人の国民年金の加入手続、保険料の納付時期及び納付金額の記憶が無いとしていることから、申立期間①及び②当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成6年9月に払い出されていることが確認できることから、申立人の主張と一致しない上、申立人は、申立期間①から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が初めて国民年金の被保険者となった時期は、平成6年1月であることが、オンライン記録により確認できることから、申立期間①及び②は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない。

期間である。

加えて、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4317

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成 3 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成 3 年 11 月まで

私は、昭和 63 年 5 月又は同年 6 月ごろ、国民年金への加入案内通知が送付されてきたのをきっかけとして、私の母親に加入を強く勧められたことから、自宅近くの区役所で加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、加入手続の際にその場で数か月分をまとめて納付し、その後は 3 か月か半年ごとに納付書により区役所の担当窓口か自宅近くの金融機関で納付しており、私が海外留学をしていた期間については、私の母親が納付書により金融機関で納付していたはずである。申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 5 月又は同年 6 月ごろに自宅近くの区役所で国民年金の加入手続を行い、その際、数か月分の国民年金保険料をまとめて窓口で納付したと主張しているが、当時、同区役所では加入手続と同時に保険料を納付することはできなかつたことが確認できることから、申立内容と一致しない。

また、申立人は、納付書により国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人に対し、申立期間当時、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間は未加入期間であることから、保険料を納付することができない期間であり、納付書は発行されなかつたものとするのが自然である。

さらに、申立人は、申立期間のうち海外留学をしていた期間について、その母親が申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は保険料の納付に直接関与しておらず、母親は当該期間の保険料の納付

方法等について記憶が定かではないことから、保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から59年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から59年12月まで

私は、昭和57年1月に会社を退職し、同年5月に転居した後に就職した会社が厚生年金保険の未適用事業所だったため、同年同月に区役所で国民健康保険の加入手続及び厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、月額1万円近くの金額を納付書により最寄りの金融機関で納付していたことを憶えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年5月に区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い金融機関で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続を行った際の記憶が定かではなく、保険料の納付場所及び納付時期等についても記憶が定かではないことから、当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が納付したとする国民年金保険料額は、申立期間の保険料を実際に納付した場合の金額と大きく相違している。

さらに、申立人は、昭和57年5月に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったと主張しているが、オンライン記録によると、申立期間については平成3年10月に未加入期間から未納期間に記録訂正されていることから、それ以前の申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であった。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から40年3月まで

私が20歳になった昭和37年*月ごろ、父親が「国民年金を納めてきた。」と言って、私の国民年金手帳を見せてくれた。その後、結婚する前の42年3月に、「4年間国民年金保険料を納めてあるから。」と同手帳を渡してくれた。私は、姉からも、父親が、姉を20歳から国民年金に加入させてくれ、当時、納税組合の組長が保険料を集金していたことを聞いているのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が、申立人が20歳になった時、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと述べているが、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び同期間の保険料を納付したとするその父親も他界しており、申立期間当時の加入状況及び納付状況は不明である。

また、申立人は、その父親が、昭和37年*月ごろ、申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、42年1月ごろに加入手続をしたことが推認されることから、申立内容と一致しない上、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて同一町内に居住しており、申立人に、別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、その父親が、昭和37年*月から、自宅に来ていた納税組合の組長に、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと述べているが、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行ったと推認される42年1月の時点においては、申立期間の保険料を納付するには過年度納

付するほかないが、制度上、同納税組合で過年度保険料を集金することはできない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 4320

第1 委員会の結論

申立人の平成6年11月から7年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月から7年8月まで

平成6年*月ごろ、私が20歳になったので、母親が市役所で私の国民年金の加入手続を行ってくれた。

申立期間当時、母親が、勤め先近くの銀行で、納付書に現金を添えて、毎月1か月分の国民年金保険料を定期的に納付してくれた。

私は、母親が国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、納付したとするその母親は、毎月1か月分の保険料を定期的に納付したと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の被保険者の資格記録等から、申立人の加入手続時期は平成8年4月前後と推測できることに加え、オンライン記録では、申立期間後の7年9月の保険料を時効直前に過年度納付し、それ以降の平成7年度の保険料もすべて過年度納付し、8年度の保険料については、その大半の保険料を現年度で一括納付していることから、その母親が述べている保険料の納付状況と一致しない。

また、仮に、申立人の母親が述べているように、申立期間の国民年金保険料を毎月、納付書により金融機関で定期的に納付していたとすると、10か月すべての電算化された納付記録が消失していることになり不自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4321

第1 委員会の結論

申立人の平成13年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年10月

私は、申立期間の国民年金保険料を、夫の銀行の預金口座からの振替により納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、その夫の銀行の預金口座からの振替により納付していたとしているが、その夫の預金口座の記録では、保険料の振替が開始された時期は、平成13年11月であることが確認できる上、申立人が申立期間当時居住していた市では、申立期間当時、保険料を口座振替により収納する場合、当月分を当月中に振り替える収納方法を採用していたため、申立人の保険料が、その夫の銀行口座からの振替により納付されたのは、申立期間直後の13年11月以降の分であると考えられる。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4322

第1 委員会の結論

申立人の平成13年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年10月

私は、申立期間の国民年金保険料を、私の銀行の預金口座からの振替により納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、申立人の銀行の預金口座からの振替により納付していたとしているが、申立人の預金口座の記録では、保険料の振替が開始された時期は、平成13年11月であることが確認できる上、申立人が申立期間当時居住していた市では、申立期間当時、保険料を口座振替により収納する場合、当月分を当月中に振り替える収納方法を採用していたため、申立人の保険料が、申立人の銀行口座からの振替により納付されたのは、申立期間直後の13年11月以降の分であると考えられる。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 8 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 8 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 55 年 9 月に市役所で入籍手続を行ったときに、併せて国民年金の加入手続を行い、同日、金融機関において国民年金保険料の口座振替の手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、結婚前の期間は市役所の窓口で夫婦二人分をさかのぼってまとめて納付し、結婚後の口座振替が開始されるまでの期間についても同市役所の窓口で納付したと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行った昭和 55 年 9 月に、国民年金保険料を 53 年 8 月までさかのぼってまとめて市役所の窓口で納付したと主張しているが、55 年当時、同市役所の窓口で過年度分の保険料を取り扱っていた事情はうかがえないことから、申立人の主張と一致しない上、申立人と一緒に保険料を納付していたとするその夫も、申立人と同様に 20 歳に達した月から申立期間の終期までの保険料が未納となっている。

また、申立人が所持する確定申告を行う際に使用したとする概算表には、昭和 56 年から平成 3 年までの社会保険料控除額の記載が見られるが、申立期間に対応する昭和 56 年から 60 年までの期間において、夫婦二人分の実際に必要となる国民年金保険料額よりも過少であること、及び昭和 61 年から社会保険料額が大幅に増加していることを考え合わせると、申立人は、同年 4 月から保険料を納付していたものとするのが合理的である。

さらに、申立人は昭和 55 年 9 月に入籍手続を行った際、併せて国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 61 年 5 月に払い出されていることが確認できる上、申立人は入籍後から現在に

至るまで同一市内に居住しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4324

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 5 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月から 51 年 3 月まで

私の父親は、私が 20 歳になったときに、私の国民年金の加入手続きを行い、私が結婚するまでの国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料については、私の母親から、主に納付書により郵便局で納付していたと聞いている。結婚する前に、父親から年金手帳を受け取ったが、結婚後、氏名変更手続のために区役所に行ったとき、その年金手帳は回収され、新しい年金手帳を発行してもらった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になったときに、その父親が国民年金の加入手続きを行い、結婚するまでの国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとするその父親は既に他界しており、その母親も高齢であるため当時の状況を確認することができないことから、申立期間についての国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間を通じて同一区内に居住しており、同一の行政機関が長期間にわたり記録管理を続けて誤ることは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年7月から62年7月までの期間及び63年8月から平成2年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年7月から62年7月まで
② 昭和63年8月から平成2年1月まで

私は、昭和59年7月及び63年8月に会社を退職した際、それぞれ区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。申立期間①及び②の国民年金保険料については、自宅に送付されてきた納付書により金融機関で納付したはずである。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年7月及び63年8月に会社を退職した後、それぞれ区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成4年12月にその妻と連番で払い出されていることが確認できることから、申立内容と一致しない。

また、申立人は、申立期間①及び②について、それぞれ国民年金への切替手続を行ったとしているが、切替手続時の記憶が定かではないことから、申立期間当時の国民年金の加入状況が不明である。

さらに、申立期間①及び②は、平成4年12月に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された際、行政側が国民年金の被保険者資格をそれぞれの申立期間までさかのぼって取得及び喪失させる事務処理を行ったものであり、当時、当該期間は未加入期間であったことから、国民年金保険料を納付することができない期間であったものと考えられ、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年3月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月から10年3月まで

私は、詳細は憶^{おぼ}えていないものの、20歳到達後に友人と二人で区役所に行き、国民年金の加入手続を行ったと思う。国民年金保険料については、金額や納付方法などの詳細は憶^{おぼ}えていないが、加入手続後、厚生年金保険の適用事業所に就職するまでの期間は確かに納付していたはずであり、申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳到達後に友人と二人で区役所に行き、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張しているが、具体的な手続時期や納付方法、金額等については記憶が曖昧^{あいまい}であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間当初は、平成9年1月の基礎年金番号制度の導入よりも前の時期であることから、国民年金の加入手続を行ったのであれば、その時期に申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されているものと考えられるが、申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4327

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 9 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 9 月から 61 年 3 月まで

私が 20 歳になった際に、父親が、私の国民年金の加入手続きを行ってくれたと思う。申立期間の国民年金保険料については、私が、金融機関へ行き、納付書でまとめて納付した。その後、私は、保険料を納付しなかった時期があるが、申立期間の保険料については、納付したはずであり、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった際に、その父親が、申立人の国民年金の加入手続きを行ったと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続きに直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続きを行ったとするその父親は、既に亡くなっていることから、申立期間当時の加入状況は不明である上、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 63 年 5 月ごろに払い出されていることが確認でき、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が所持している年金手帳では、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は、昭和 62 年 4 月とされていることから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料を同年 4 月に納付していることが、申立人が所持する領収書から確認でき、同期間の保険料額は、申立人がまとめて納付したとする金額とおおむね一致しているものの、仮に申立期間の保険料をまとめて納付していたとして計算した金額とは大きく相違していることから、申立人がまとめて納付したのは、

62年4月から63年3月までの保険料であったと考えるのが合理的である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月、同年6月、43年9月、同年10月、49年12月、52年10月、平成8年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年5月及び同年6月
② 昭和43年9月及び同年10月
③ 昭和49年12月
④ 昭和52年10月
⑤ 平成8年4月及び同年5月

申立期間①、②、③、④及び⑤の国民年金保険料が未納とされているが、私は、当該期間の保険料を納付していると思うので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付していると主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付について、全く憶えていないとしていることから、申立期間①、②、③及び④当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である上、申立人が申立期間①から④までを通じて居住していた市において、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらなかった。

また、申立人は、申立期間⑤について、その妻が、平成8年4月ごろに、申立人の国民年金の加入手続を行い、当該期間の国民年金保険料を納付したと述べているが、同年同月の資格取得及び同年6月の資格喪失の記録は、15年11月に追加されていることが、オンライン記録により確認できることから、申立期間⑤当時、申立人は、国民年金に未加入であったものと推認され、その妻が申立期間⑤の保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立期間①、②、③、④及び⑤の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保

険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら、申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4329

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 59 年 3 月まで

私は、昭和 57 年 4 月に夫の海外赴任に伴って出国することになったので、区役所の出張所に出向いて、今後 2 年間の国民年金保険料を納付することができない旨を相談したところ、職員から「その期間の保険料を前納することができる。」と言われたので、2 年分の保険料を納付し領収書をもらったにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 4 月に海外移住の届出を行った区役所の出張所で、2 年分の国民年金保険料の前納を行ったと主張しているが、保険料を 2 年分前納することは制度上不可能であることから、申立人の主張は当時の制度と一致しない。

また、海外在住邦人に対する国民年金の任意加入適用が開始されたのは昭和 61 年 4 月であることから、申立期間当時、申立人は国民年金の適用除外者であり、申立人の所持する年金手帳にも、57 年 4 月に被保険者資格を喪失した記載があることから、申立期間は未加入期間で保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月及び同年5月

私は、夫が会社を辞めたため、平成8年4月ごろに、市役所で国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続及び夫の厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。その後、私が、市役所内又は自宅近くの銀行で、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が会社を辞めたため、平成8年4月ごろに、市役所で国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続及びその夫の厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、市役所内又は自宅近くの銀行で、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の同年同月の第1号被保険者資格の取得及び同年6月の資格喪失の記録は、15年11月に追加されていることが、オンライン記録により確認できることから、申立期間当時、申立人は、第3号被保険者のままで第1号被保険者の資格取得手続は行っていなかったものと推認され、申立人が申立期間の保険料を納付していたとは考え難い。

また、申立人の夫の平成8年4月の資格取得及び同年6月の資格喪失の記録は、15年11月に追加されていることが、オンライン記録により確認できることから、申立期間当時、申立人の夫について、国民年金の加入手続は行われていなかったものと推認され、申立人が申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとする主張の信憑性は低い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら、申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年11月から4年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年11月から4年4月まで

平成3年か4年以降のいつかであったと思うが、母親が私の国民年金の加入手続を区役所か、その出張所か、管轄の社会保険事務所(当時)のどこかで行ってくれたと思う。

私の国民年金保険料については、加入後しばらくは、母親が納付書に現金を添えて納付しており、いつごろであるかはっきりとしないが、滞納分の保険料の納付書が二度送付されてきたので、申立期間の保険料の納付をしたということを母親から聞いたことがある。

私は、申立期間の国民年金保険料が納付されているはずであるにもかかわらず、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付したとするその母親は、加入手続の時期や場所についての記憶が曖昧である上、保険料を納付した時期や場所をおぼえていないと述べるなど、当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の直前の手帳記号番号の被保険者の国民年金第3号被保険者に該当することによる入力処理が行われた日から、申立人の国民年金の加入手続時期は平成6年6月ごろであると推測され、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年8月から14年12月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年8月から14年12月まで

私は、60歳に到達した平成13年*月ごろに、町役場で国民年金の任意加入手続を行った。

平成13年2月から老齢基礎年金の繰上げ請求を行った月の前月の14年12月までの国民年金保険料については、定額保険料及び付加保険料を夫の分と一緒に口座振替により納付していた。

申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、60歳に到達した平成13年*月ごろに、町役場で国民年金の任意加入手続を行ったと主張しているところ、申立人が所持する年金手帳には、同年同月に国民年金の任意加入した記録は記載されておらず、申立人が国民年金に任意加入した形跡がうかがえない上、オンライン記録でも、申立人が申立期間当時国民年金に任意加入していた記録は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間の定額保険料及び付加保険料を夫の分と一緒に口座振替により納付していたと主張しているが、当該口座の平成13年1月から15年3月までの取引記録を確認したところ、13年7月までの定額保険料及び付加保険料については、申立人は、その夫の分と一緒に口座振替により納付していることが確認できるが、申立期間については、申立人の夫の定額保険料及び付加保険料のみが、振り替えられていることが確認でき、申立人の主張と一致しない。

さらに、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、

同番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていることから、同期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低い。

加えて、申立人が申立期間の定額保険料及び付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の定額保険料及び付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 52 年 3 月に結婚したことを契機に、国民年金の加入手続を行った。60 年 4 月に引っ越し、転入届を提出した際には、国民年金の住所変更手続を行ったが、国民年金の資格喪失手続を行った記憶は無い。国民年金保険料を夫の預金口座から振替で納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年 4 月に引っ越し、転入届を提出した際に、国民年金の住所変更手続を行ったが、国民年金の資格喪失手続を行った記憶は無いと主張しているが、申立人が所持する年金手帳には、申立人が同年同月に国民年金の被保険者資格を喪失している記載が見られ、その記載に不自然な点は見当たらないことから、申立人は同年同月に被保険者資格を喪失したものと推認できるとともに、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、その夫の預金口座から口座振替で申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、その預金口座の取引明細書では、申立期間の保険料が振り替えられた記録は確認ができなかった。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 2 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 2 月から 58 年 3 月まで

私は、夫が自営業を始めるため昭和 58 年 4 月に会社を退職したので、その後、間もなく市役所の行政センターで、夫婦一緒に国民年金の加入手続を行った。その際、「2 年前までさかのぼって、国民年金保険料を納付できます。」と聞いたので、数か月分をまとめて納付した記憶がある。未納期間が無いように保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 4 月ごろに市役所の行政センターで国民年金の加入手続を行い、その際、窓口の職員から、「2 年前までさかのぼって、国民年金保険料を納付できる。」と案内され、数か月分の保険料をまとめて納付したと主張しているが、申立人は、過年度納付したとする保険料額について、記憶が曖昧である上、本来、過年度納付による保険料の収納業務を行っていない行政センターで保険料を納付したと述べるなど、申立人の主張は当時の制度と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 59 年 9 月ごろに払い出されていることが確認できることから、申立期間の大半は国民年金の任意の未加入期間であり、国民年金被保険者資格をさかのぼって取得することはできない上、申立人の所持する年金手帳に記載された被保険者資格取得日も、58 年 4 月 1 日となっていることから、納付済みとなっている同年同月より前の申立期間の国民年金保険料を納付することはできない期間で、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 4335

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年10月まで

私が結婚したのを契機に、A（職種）であった私の夫が昭和49年4月ごろ、市役所で国民年金の加入手続を行い、その夫が、市役所の中の金融機関の窓口で、私の国民年金保険料を納付してくれたはずである。

私の夫が申立期間の国民年金保険料を納付してくれたにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付したとするその夫は、保険料の金額及び納付方法に関する記憶が曖昧で、申立期間当時の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、昭和49年4月ごろ、その夫が申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたと主張しているが、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録によると、50年11月に国民年金に任意加入していることが確認できることに加え、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号が払い出された時期を通じて同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡も見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年2月から15年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成13年2月から15年1月まで

私は、平成15年1月に市役所の窓口で出産育児一時金の支給申請を行った際に、未納期間の国民年金保険料を納付することが支給の条件であると職員から指導を受け、国民年金の加入手続を行った。その後、送付されてきた納付書を使って、金融機関で14万円前後の保険料を一括して納付しており、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成15年1月に市役所で出産育児一時金の支給申請を行った際に、未納期間の国民年金保険料を納付することが支給の条件であると職員から指導を受け、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立期間当時、市役所ではそのような指導を行っておらず、出産育児一時金は健康保険の被保険者又は被扶養者であることが受給要件となっていることから、国民年金ではなく、健康保険について指導を受けたと考えるのが合理的である。

また、申立人が納付したとする国民年金保険料額は、申立期間の実際の金額と大幅に乖離している上、申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録でも国民年金に加入した形跡が見当たらないことから、申立期間は未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月25日から31年6月1日まで
私のA社における厚生年金保険被保険者記録が無いので、同社に確認したところ、退職者名簿には記載されているが、年金の名簿には名前が無いと言われた。同社が厚生年金保険の適用事業所になったのは、昭和19年4月1日からということであり、申立期間において被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管していた退職者名簿の記録から、申立人が申立期間のうち、昭和30年5月27日から同年8月12日までの期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかし、A社は、入社後、一定期間経過後に従業員を厚生年金保険に加入させていたと回答しているところ、上記の退職者名簿に記載されている14名のうち、厚生年金保険に加入している6名は、入社後、短い者で約2か月、長い者で約9か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、A社は、「当時のことを知っている者によると、厚生年金保険に加入することを希望しない従業員もいたようだ。」と回答しており、これらのことから、同社では厚生年金保険について従業員ごとに取扱いが異なっていたことがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等を所持していない。

加えて、申立期間のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 3972 (事案 942 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録について、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 1 月 1 日から 12 年 7 月 31 日まで

私が、A社の代表取締役として勤務していた期間のうち、平成 7 年 1 月から 12 年 7 月までの期間の標準報酬月額が、当時受け取っていた給与と比べて大幅に低い金額に減額訂正されている。

当該訂正について、納得いかないので元に戻してほしいと、第三者委員会に申立てを行ったが、「記録を訂正する必要は認められない。」との回答であった。

しかし、標準報酬月額の減額について同意した覚えは無く、社会保険事務所(当時)で勝手に年金記録を改ざんしたと考えられるので、再度審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録においては、申立人に係る標準報酬月額が遡及して引き下げられていることが確認できるものの、申立人は「印鑑を社会保険事務所^{そききゆう}の職員に渡し、書類の内容は知らないが、その書類に捺印された。」旨述べている上、「申立期間当時、保険料を滞納しており、そのことで社会保険事務所の職員と協議した。」旨述べていることから、代表取締役として自らの標準報酬月額の減額について同意したものと考えるのが自然であり、代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、平成 21 年 7 月 16 日付けで年金記録を訂正する必要は認められないとする通知が行われている。

申立人は、新たに申立期間当時の社会保険事務所の職員を特定して、「標準報酬月額の減額に同意した覚えは無く、同事務所の職員が勝手に年

金記録を改ざんした。」との従来の主張を繰り返しているが、これは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月 15 日から 37 年 8 月 11 日まで
私は、申立期間において、B社の所有船舶であった船舶Aの船内においてC職の見習として勤務していたが、船員保険の被保険者記録では、当該期間の記録が欠落しており納得できない。当時の航路はD県のE地区からF島であったと記憶しているので、調査して当該期間を船員保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてB社の所有船舶であった船舶Aの船内においてC職の見習として勤務していたと述べている。

しかしながら、申立期間において船舶Aに乗船していた同僚2名は、同船舶にはC職はいなかった旨を供述している。

また、申立人は、船舶Aに住み込んでいたと述べているが、上記の2名は申立人を記憶していない。

さらに、申立人は、船舶Aの船員数は4名ないし5名であったと述べているが、上記の2名は8名程度であったと述べている。

加えて、船舶Aが就航していた航路は、申立期間中の昭和 36 年 8 月 1 日に、B社を吸収合併したG社に運航会社に変更になっているが、申立人は運航会社の変更を記憶していない。

また、G社は、当時の資料が無く、申立人の在籍、申立てどおりの届出及び保険料控除については不明と回答しており、申立人は、船舶Aにおける雇入契約の内容等を確認できる船員手帳や、当該期間における船員保険料又は厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を保管していない。

このほか、B社及びG社に係る船員保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の氏名は確認できない上、整理番号に欠番も無く、申立人の申立期間における船員保険料又は厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年から 35 年まで
② 昭和 59 年 5 月から同年 12 月まで

私は昭和 33 年から 35 年ごろまでの期間は A 社、59 年 5 月から同年 12 月までの期間は B 社に勤務していたが、その期間の厚生年金保険の記録がすべて欠落している。

いずれも、社員募集の新聞広告には、社会保険完備と記載されていた記憶があるので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が記憶していた事業主の氏名が、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されていることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記の被保険者名簿から抽出した 12 名に照会したところ 7 名から回答があったものの、事業主を含め申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務期間を特定することができない。

また、申立人は A 社において、C 業務に従事し、給与は固定給と歩合給からなっていたとしているところ、申立期間①当時に社会保険及び経理業務を担当していた元役員は、当時、歩合給のある社員は社会保険には加入させていなかった旨を供述している。

さらに、申立人が記憶する申立人と同様の業務に従事していた 7 名の同僚は、A 社における厚生年金保険の被保険者となっていない。

申立期間②について、B 社の商業登記簿謄本において、申立人が記憶していた同社の事業主と同姓の者が代表取締役として登記されていることか

ら、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は、オンライン記録では、当該期間において厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、B社は既に解散しており、事業主及び同僚の連絡先が不明のため、当時の状況を聴取できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 3975 (事案 120 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月から40年6月1日まで

当初のA社に係る申立ての第三者委員会の結論の中で、雇用保険の記録から勤務実態は確認できるとしながら、B国民健康保険組合への加入は確認できないとしているが、入社時に保険証が交付され、昭和39年夏には、私は会社を代表して同健康保険組合直営病院の記念式典にも出席している。また、同健康保険組合の第1種組合員は、月給者で厚生年金保険の被保険者であることとされていた。当時、家族もあり、健康保険及び厚生年金保険の適用の無い会社で勤務することは考えられないため、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る申立てについては、同社が申立期間において、厚生年金保険の適用事業所となっていないこと、当時の資料を確認することができず事業主及び元社員から証言を得ることができないことから、申立てに係る勤務実態及び給与からの保険料控除を確認することはできないことにより、年金記録の訂正は必要ないとして、既に当委員会の決定に基づき平成20年7月17日付けで通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、A社が加入していたB国民健康保険組合の第1種被保険者は、厚生年金保険の被保険者であることが加入要件とされていたと主張しているが、同社に係る事業所別被保険者名簿から、同社は昭和38年10月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなったことが確認でき、その理由欄には、「組合加入」(C組合)の記載が訂正され、厚生年金保険の適用事業所ではなくなったことを意味する「全喪」と記載されていることが確認できる。

また、B国民健康保険組合は、現在の第1種組合員の加入要件については、健康保険被保険者適用除外の申請をした厚生年金保険の加入者であるとしているが、申立期間当時の加入要件については不明であると回答している。

このほかに、申立人から保険料控除を示す新たな資料提出や周辺事情も無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 1 月から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 63 年から平成 3 年まで
③ 平成 3 年から 4 年まで
④ 平成 4 年から 9 年まで

私は、申立期間①から④までの各事業所で正社員として勤務していた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当時の状況を具体的に供述していることから、期間は特定できないものの、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、「当時の退職者名簿及び被保険者名簿を確認したが、申立人の名前は見当たらない。当社の正社員であれば、入社と同時に社会保険に加入させているはずである。」と回答している。

また、申立人は、現場作業に従事していたとしているところ、A社は、「当社の社員の仕事は、現場の管理監督であり、現場作業に従事することはない。」としている。

さらに、申立人が、「同じ業務をしていた。」とする同郷の二人についても、当該期間に係る厚生年金保険被保険者記録は無い。

申立期間②について、申立人は、B社に正社員として勤務していたとして、当時の社員旅行の写真を提出している。

しかしながら、B社は、「当該写真は、当社の社員旅行ではなく、当社の協力会の旅行である。協力会というのは、当社の業務を請け負う協力業者の集まりである。当時の工事リストによると、申立人は、昭和 63 年 8

月ごろから平成3年ごろまで、一人親方として、当社の業務を請け負っていたことが確認できる。」と回答している。

また、当該協力会の会長は、「B社の協力会のメンバーが、同社において厚生年金保険に加入することは、通常では考えられない。それぞれ、自分で国民年金に加入している。」と証言している。

申立期間③について、当時の同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人がC社の業務に従事していたことは推認できる。

しかしながら、当該同僚は、「申立人は、C社の業務を請け負う一人親方であった。同社の社員ではないため、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」としている。

また、C社は、「当社の社員であれば、入社と同時に社会保険に加入させているが、当時の社員名簿及び被保険者資格取得届の控えの中に申立人の名前は見当たらない。」と回答している。

申立期間④について、複数の同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が、D社の業務に従事していたことは推認できる。

しかしながら、D社は、「当時の資料等は残っていないが、申立人は、一人親方として当社の業務を請け負っていたという記憶がある。一人親方は当社の社員ではないため、厚生年金保険には加入させていない。」と回答している。

また、オンライン記録により、申立人は、申立期間②から④までのうち、平成元年4月から9年12月までの期間、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 3977 (事案 1601 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年7月1日から26年4月7日まで
② 昭和26年7月1日から27年2月7日まで

当初のA涉外労務管理事務所に係る申立てでは、昭和25年7月1日から勤務した事業所はB社であるとしたが、その後、同社には27年2月7日に入社したことが分かった。私は24年4月1日から同社に入社するまではA涉外労務管理事務所が管轄するE所で継続して勤務していたが、25年7月1日から26年4月7日までの期間及び同年7月1日から27年2月7日までの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないことに納得がいかない。再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA涉外労務管理事務所に係る申立てについては、C防衛事務所及びD防衛事務所において、申立人のA涉外労務管理事務所における勤務実態の確認ができないこと、並びに同涉外労務管理事務所に係る「被保険者カード」及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿で申立人の申立期間に係る被保険者記録は確認できず、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳においても、当該期間の被保険者記録が確認できないことから、年金記録の訂正は必要ないとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年11月19日付けで通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は申立期間①及び②について、当初B社に勤務していたとしていたが、その後、E所で勤務していたことが分かったと述べていることから、当時駐留軍に勤務していた従業員の労務管理を行っていたA涉外労務管理事務所における申立人の在籍記録をC防衛事務所及びD防衛事務所に改めて問い合わせたが、両事務所共に資料を保管し

ておらず、申立人の申立期間に係る在籍については不明であると回答している。

また、年金事務所が保管する「被保険者カード」に記載されている申立人の被保険者期間はオンライン記録と一致しており、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳及びA 渉外労務管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を再度確認したが、申立人の当該申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人はA 渉外労務管理事務所の管理するE所で一緒に働いた職場の同僚の名前を覚えていないことから、申立人の申立期間における勤務実態について確認することができない。

なお、申立期間②は、駐留軍従業員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格については、昭和26年7月3日保発第51号厚生省保険局長から各都道府県知事あて通知「連合国要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格」に基づき、同年7月1日から、駐留軍労働者は、雇用関係の切替えによって政府直備使用人としての身分を喪失し、PXを除く、非軍事的業務に使用される者についての厚生年金保険の適用は、各駐留軍施設が任意で選択するものとされている期間である。

このほかに、申立人から保険料控除を示す新たな資料提出や周辺事情も無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 12 月 1 日から 46 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 34 年 4 月から平成 12 年 3 月まで、A 社及び同社の関係会社各社で C 職の仕事をしていた。

オンライン記録では、A 社から関係会社の B 社に移った当初の記録が欠落しているが、継続して勤務していたため、調査の上、記録がつながるように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社が保管する人事記録及び複数の同僚の証言から、申立人が、申立期間に B 社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、B 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 46 年 1 月 1 日であり、申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人は、「同時期に、上司と二人で B 社に移った。」としているところ、A 社は、「二人とも、当社を退職して B 社に移籍したのであり、申立期間においては当社と使用関係は無かった。」旨の回答をしており、当該同僚についても、オンライン記録において、A 社での資格喪失日及び B 社での資格取得日は、申立人と同日となっていることが確認できる。

さらに、B 社において経理を担当していたとする者は、「当時のことは覚えていない。」旨を述べている。

加えて、オンライン記録において、B 社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 46 年 1 月 1 日に申立人のほかに 18 人が資格を取得しており、このうち 15 名は、同社での被保険者資格を取得する直前に A 社の関連会社と思われる事業所で被保険者であったと思われる者であり、申立人と同

様、B社で資格を取得する前に1か月の空白があることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人の厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 3979 (事案 120 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から同年10月まで
② 昭和38年11月から39年1月まで

厚生年金保険被保険者記録では、A社B支店に係るC作業所で勤務していた期間の一部及びD作業所で勤務していた期間が被保険者期間となっていない。昭和36年5月から37年12月まではC作業所で継続して現場採用の事務員として勤務していたが、38年豪雪により一時休業があり、公共職業安定所から失業給付を受給した。その後、同年4月に工事が再開したため、同作業所に再雇用となり、同作業所の工事が完了した同年10月まで勤務していた。その後、同作業所の工事完了に伴い現場代理人が転勤となったため、ほかの幹部作業員と共にD作業所に異動した。

現場事務所は違っても、A社B支店管轄の作業所に勤務していたため、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る申立てについては、E社が申立期間において、厚生年金保険の適用事業所となっていないこと、当時の資料を確認することができず事業主及び元社員から証言を得ることができないことから、申立てに係る勤務実態及び給与からの保険料控除を確認することはできないことにより、年金記録の訂正は必要ないとして、既に当委員会の決定に基づき平成20年7月17日付けで通知が行われている。

今回、申立人は新たに、申立期間においてE社ではなく、申立期間①についてはA社B支店C作業所、申立期間②については同社B支店D作業所において現場採用の事務員として、自身の伯父である親方の下で勤務して

いたと述べているところ、当該期間における同社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、当該親方の厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、申立人が、期間は特定できないものの、同社B支店で勤務していたことはいかかである。

しかし、A社B支店は、「昭和36年から38年までの期間の社員名簿に申立人の氏名は無く、申立期間当時の関係資料は保管していないため、申立人に係る勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している上、申立人は、申立期間当時の同僚等の氏名を記憶していないため、申立てに係る証言を得ることができず、申立てに係る勤務実態を確認することはできない。

また、A社B支店は、「申立期間当時、正社員ではない現地採用社員の一部に厚生年金保険に加入していた者がいたことは承知しているが、加入条件等の基準は資料が無いため不明である。」と回答している。

さらに、A社B支店において申立期間当時に被保険者記録がある者で、連絡の取れた二人のうち申立人と同様に元現場採用の事務員であった一人は、「冬場は積雪のため一時解雇となり失業給付を受け、春になると同じ現場で再雇用されることが度々あったが、勤務期間の一部は被保険者記録となっていない。」と述べ、別の一人は、「現場採用社員の2年間は厚生年金保険に加入できず、正社員になってから加入した。」と述べているところ、申立人は、「現場採用の事務員は、現場事務所長又は労務安全担当社員の判断により、厚生年金保険に加入できた。」と述べていることから、当時、同社B支店では、現場採用社員について、現場の作業所において社会保険に係る権限のある社員の判断により厚生年金保険の適用の取扱いに違いがあったことが考えられる。

加えて、申立期間において、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立人の氏名は確認できず、整理番号の欠番も無い。

このほかに、申立人から保険料控除を示す新たな資料提出や周辺事情も無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 3980

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 8 月から 53 年 8 月まで

私は、A社に昭和 47 年 8 月に入社し、事務員として 53 年 8 月まで継続して勤務していた。給料から厚生年金保険料が引かれていたと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び同僚の証言から、在籍していた期間は特定できないが、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、事業主は、「申立期間当時、パート勤務者は、厚生年金保険には加入させていない。申立人については、ご主人がB社に勤務しており、その扶養家族になっていたことから、当社の社会保険には加入させなかった。」と回答している。

また、申立人が前任者であったと供述する同僚は、A社において厚生年金保険の被保険者記録が無い上、申立人が名前を挙げた同僚のうち2名についても、同社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから、申立期間当時、同社は厚生年金保険の加入について、従業員ごとに取扱いが異なっていたことがうかがえる。

さらに、A社は昭和 51 年 11 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間のうち、同年 11 月 30 日から 53 年 8 月までは適用事業所であったとする記録は無い。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 2 月から同年 4 月まで
② 昭和 41 年 9 月から 42 年 7 月まで

申立期間①は、A社でB職として同社の寮から車で10分か15分ぐらい行ったところの事業所に勤務しており、申立期間②は、C市D町にあったE社（現在は、F社）の営業所にG職として勤務していたが、両社での厚生年金保険の被保険者記録が無い。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社のHにあった寮から車で10分から15分ぐらい行ったところの事業所で、B職として勤務していたと述べている。

しかし、A社は、同社が保管している被保険者台帳に申立人の名前が無く、在籍を確認できないと回答している上、同社が加入するI健康保険組合も、当時の被保険者台帳に申立人の加入記録は無いと回答していることから、申立人の申立期間①に係る勤務実態を確認できない。

また、申立人は、同僚の氏名を記憶していないことから、証言を得ることができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

申立期間②について、申立人は、当時の勤務地及び勤務状況を詳細に記憶していることから、期間は特定できないものの、E社に勤務していたことは推認できる。

しかし、E社から営業譲渡されたF社は、「E社とは、全く別の会社に

なり、当時の資料は引き継いでいない。」と回答しており、申立人の申立期間②当時の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、J連合会は、申立人に係る厚生年金基金の加入記録を、同連合会において管理していないと回答している。

さらに、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人が名前を挙げた同僚の名前は確認できない上、複数の元社員が、「同社では3か月から5か月の試用期間があった。」と証言している一方で、別の元社員は、「入社から被保険者資格取得までに、18か月間の差異がある。」と証言していることから、同社では厚生年金保険の加入について従業員ごとに異なる取扱いをしていたことがうかがわれる。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

私は、昭和 20 年 12 月にA社（現在は、B社）に入社し、63 年 6 月末に退職するまで、同社及びその関連会社であるC社に継続して勤務していた。しかし、62 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。この時期は、C社からA社への異動の時と思われる。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

商業登記簿謄本及びB社が提出した営業報告書から、申立人が昭和 62 年 5 月 28 日にC社に係る代表取締役を退任し、同年 6 月 26 日にA社に係る監査役に就任したことが確認できる。

申立期間において、申立人がC社及びA社のいずれの会社に所属していたかを確認できる人事記録等は残っていないが、申立人が保管している家計簿の収入額及び記載内容から、申立人は昭和 62 年 6 月 30 日までC社に勤務していたものと認められる。

しかし、申立人の提出した家計簿に記載されている昭和 62 年 6 月の収入額は、同年 5 月以前と比較してほぼ 1 か月分の社会保険料に相当する額が多くなっていることから、当該給与からは社会保険料の控除が無かったことがうかがえる。また、当該家計簿には、同年 5 月の社会保険料が同年 6 月の給与から控除されておらず、別途、会社に支払った旨の記載があり、申立人はその領収書を所持しているが、同年 6 月の社会保険料については、領収書も無い。

さらに、B社の総務担当者は、昭和 62 年 6 月 26 日に監査役に就任した

場合の同年6月分の給与の支払及び厚生年金保険料控除の状況について、
「6月末の株主総会で役員に選任されたとしても、実際の勤務開始及び給与の支給対象期間は、7月1日からになるのが通常である。また、7月から勤務を開始し、厚生年金保険の加入について7月からの資格取得に係る届出を行っている場合には、翌月控除を採用していることから7月の給与支払い時には保険料を控除しないことになる。」と回答している。これを基に、申立人が所持している家計簿の収入額についてみると、同年7月分の収入額は、同年8月以後と比べ、おおむね社会保険料に相当する金額が多くなっていることから、C社では申立期間に係る同年6月の厚生年金保険料の控除を行っていなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 8 月 1 日から 3 年 8 月 31 日まで
社会保険事務所（当時）の記録では、申立期間の標準報酬月額は 8 万円となっているが、その当時の月給は 100 万円ほどであり、また、標準報酬月額の引き下げについては何も知らされていなかったもので、当初の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録においては、当初、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する 47 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成 3 年 11 月 1 日）の後の同年 12 月 24 日付けで 8 万円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人は、申立期間当時 A 社の代表取締役として同社に在籍していたことが、オンライン記録や同社の法人登記簿謄本により確認できる。

また、申立人は、標準報酬月額の訂正の届出については記憶が無いとしているものの、「申立期間当時、手形詐欺に遭い、資金繰りが厳しかった。」と述べている上、A社における経理や社会保険の届出等の事務は、すべて自身が行っていたと供述していることから、申立人が当該標準報酬月額の減額処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 10 月から 43 年 7 月まで
② 昭和 55 年 10 月から 56 年 8 月まで
③ 昭和 56 年 10 月から 57 年 4 月 1 日まで
④ 平成元年 2 月から 2 年 9 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、昭和 42 年 10 月から 43 年 7 月まで勤務していたA社と、55 年 10 月から 56 年 8 月まで勤務していたB社での記録が無かった。また、C社の加入記録では同年 10 月から 57 年 4 月 1 日までと、平成元年 2 月から 2 年 9 月 1 日までの記録が欠落している。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は当該期間にA社に勤務していたと述べている。

しかし、A社に係るオンライン記録から当該期間に加入記録のある同僚に照会したが、申立人が勤務していたことを記憶する者はおらず、申立人も同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の同社における勤務実態を確認できない。

また、A社は、当該期間において申立人が勤務していたか不明としている上、雇用保険の記録においても、当該期間の加入記録は確認できない。

さらに、申立人はA社の従業員数は 30 名ぐらいであったと述べているが、オンライン記録によると、当該期間当時の被保険者数はおよそ 9 名であり、当該期間当時、同社では、すべての従業員が厚生年金保険に加入していたわけではなかったことがわかる。

申立期間②について、申立人は当該期間にB社に勤務していたと述べている。

しかし、B社に係るオンライン記録から当該期間に加入記録のある同僚に照会したが、申立人が勤務していたことを記憶する者はおらず、申立人も同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の同社における勤務実態を確認できない。

また、B社は、当該期間において申立人が勤務していたか不明としている上、雇用保険の記録においても、当該期間の加入記録は確認できない。

さらに、申立人はB社の従業員数は20名ぐらいであったと述べているが、オンライン記録によると、当該期間当時の被保険者数はおよそ6名であり、当該期間当時、同社では、すべての従業員が厚生年金保険に加入していたわけではなかったことがうかがわれる。

申立期間③及び④については、申立人は当該期間にC社に勤務していたと述べており、そのうち申立期間③については、雇用保険の記録から同社に勤務していたことが認められるが、申立期間④については、雇用保険の記録と厚生年金保険の記録は一致している。

また、C社は、「申立期間③において、申立人はアルバイトであり、雇用保険にのみ加入させ、厚生年金保険には加入させていなかった。さらに、申立期間④当時は、アルバイトでも雇用保険に加入させていた。申立人は、雇用保険にも加入していないことから、当社には、勤務していなかったと思われる。」と回答している。

加えて、申立期間③及び④において、C社は、D厚生年金基金に加入しているが、当該期間において、申立人は、同厚生年金基金に加入した記録は無く、これは、厚生年金保険の記録と一致している。

このほか、申立期間①から④までにおける厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年9月10日から23年1月20日まで
私がねんきん特別便の記録を確認したところ、申立期間に勤務していたA社の記録が無いことから、B社会保険事務所（当時）に調べてもらったが、脱退手当金として既に支給済みとなっていた。しかし、当時、私は脱退手当金の制度も知らない上、支給を受けた覚えも無いので申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページ及びその前後5ページに記載されている被保険者のうち、申立人の資格喪失日（昭和23年1月20日）の前後2年以内に資格を喪失し、同社を最終事業所とする短期脱退手当金の受給要件を満たしている15名の記録を確認したところ、申立人を含む8名について脱退手当金の支給記録があり、8名全員が資格喪失日から5か月以内に支給決定がなされており、そのうち1名は昭和23年1月20日に事業所は一度閉鎖したが、その閉鎖に合わせ会社から脱退手当金についての説明があり、代理請求により受給した旨の証言をしていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和23年2月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 28 年 12 月 1 日から 30 年 6 月 1 日まで

A社で勤務していた期間のうち、昭和 26 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。私は、23 年 11 月に同社に入社し、26 年 11 月末に退職するまで同社B事務所で継続して勤務していた。

また、C社（後にD社に商号変更）で勤務していた期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。私は、昭和 28 年 12 月 1 日に同社に入社し、30 年 5 月末に退職するまで継続して勤務していた。申立期間について調査をして厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は昭和 23 年 11 月から 26 年 11 月末日まで継続してA社B事務所で勤務していたと述べている。

しかし、A社は昭和 26 年 3 月に解散し、同年 4 月から民営化されて現存していない上、当時の事業主は不明なため、申立人の同社における勤務実態等を確認することができない。

また、申立人はA社で一緒に働いていた同僚の名前を覚えていないことから、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録があり、連絡先の判明した 18 名に申立人の申立期間当時の勤務実態について文書で問い合わせたところ 7 名から回答があり、このうち 1 名は、「申立人のことを知っているが、申立人がA社を退職した時期については不明であり、同社が解散し民営化になったころ以後に申立人が同社にいたかどうかは不明である。」と回答しており、ほかの 6 名は、「申立人とは別の

事業所であったため、申立人のことは知らない。」と回答している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者資格取得日が昭和23年11月1日、資格喪失日が26年4月1日となっていることが確認できる以外に、申立期間に係る同社での厚生年金保険被保険者記録を確認できない。

申立期間②について、申立人は昭和28年12月1日から30年6月1日まで継続してC社で勤務していたと述べているところ、D社E事業所において厚生年金保険被保険者記録のある申立人の弟は、「申立人はD社で働いていたが、申立人は本社勤務であったと思う。申立人は出張で度々同社E事業所に来ていた。」と証言していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、C社及びD社の事業所名では厚生年金保険の適用事業所となっておらず、D社E事業所のみが適用事業所となっていることが確認できる。

また、商業登記簿謄本においてもC社及びD社の所在を確認できない上、同社の事業主の連絡先も不明であることから、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、D社E事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は無く、健康保険証番号に欠番も無い。

加えて、申立人はC社で一緒に働いていた同僚の名前を覚えておらず、D社E事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録があり、連絡先の判明した2名に申立人の当該期間における勤務実態について文書で問い合わせたところ、1名から回答があったものの、申立人のことは知らないと回答している。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 12 月ごろから 50 年 7 月 4 日まで
公共職業安定所の紹介で、A 社（現在は、B 社）に入社した。入社日は、昭和 49 年 12 月か翌年 1 月か明確な記憶は無いが、寒い時期だった記憶はある。その後、50 年 9 月 10 日まで勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間が 2 か月間ではないはずである。調査の上、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名を挙げた同僚 2 名の証言から、期間は特定できないものの、申立人が申立期間のうちの一部期間において A 社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A 社は申立期間当時の資料を保管していないと回答していることから、当該期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、上記の同僚の一人は、A 社には試用期間があったと思うと供述している上、自身の厚生年金保険被保険者期間も、勤務していた期間よりも短いと供述している。

さらに、A 社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、申立人は、同社において昭和 50 年 7 月 4 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 9 月 11 日に同資格を喪失していることが確認できる上、申立人の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と一致していることが確認でき、雇用保険の被保険者期間（昭和 50 年 7 月 14 日から同年 9 月 10 日まで）ともほぼ一致している。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 11 月 15 日から 45 年 3 月 1 日まで

私は、申立期間について、A社B支店でC職員として勤務していた。

しかし、この期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が、A社B支店に勤務していたことは推認できる。

また、オンライン記録において、A社B支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 47 年 11 月 1 日であり、申立期間については適用事業所ではないが、複数の同僚の証言から、同社B支店が厚生年金保険の適用事業所となる前は、同社B支店に勤務していた従業員は同社（本社）において厚生年金保険の被保険者となっていたことが確認できる。

しかしながら、複数の同僚が、「当時、入社後 2 か月間から 3 か月間の試用期間があり、その期間については、給与から厚生年金保険料を控除されていなかった。」と供述している。

また、申立人と同様の仕事をしていたとする同僚は、「当時、社会保険への加入については、全員が同じ扱いではなかった。試用期間が終わると、社長と話合いがあり、給与の形態を固定給にするか歩合給にするか、社会保険に加入するかどうか、などを個別に決めていたように思う。」と供述している。

さらに、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の連絡先も不明のため、申立人の厚生年金保険料控除について供述を得ることができない上、申立人も、当時の保険料控除について確認でき

る給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立期間について、申立人の厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月 21 日から 37 年 8 月 1 日まで
私は、大学の先生の紹介でA社に昭和 36 年 9 月 21 日から 37 年 8 月 1 日までB職として勤務していたが、その期間のすべてについて厚生年金保険の記録が無い。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社で厚生年金保険の被保険者記録のある同僚は、「私はA社に昭和 35 年 4 月から勤め始めたが厚生年金保険の記録は 36 年 8 月 1 日からしかない。私の主人も同社で同年 7 月から 37 年 5 月ごろまで働いていたのに厚生年金保険の記録は無い。」と述べている上、ほかの同僚は、「A社で2年間ぐらいは働いたのに 36 年 8 月 1 日以降の2か月間しか厚生年金保険の記録が無い。」と述べており、同社では社員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年11月1日から30年12月31日まで
年金記録の確認のため、社会保険事務所(当時)を訪問したところ、昭和20年11月から30年12月まで勤務していたA社の厚生年金保険被保険者期間は脱退手当金支給済みである旨の回答であった。脱退手当金どころか退職金ももらっていないのでこの期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページ及び後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日(昭和30年12月31日)の前後2年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給資格のある者は19名おり、うち支給記録が確認できる者は申立人を含め10名であり、その全員が当該事業所の資格喪失日から約2か月以内に支給されている上、申立人と同日に資格を喪失した同僚3名は申立人と同一日に脱退手当金が支給されていることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の保険給付欄には、脱退手当金の支給記録が確認できる上、申立期間の脱退手当金は、支給月数及び支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和31年2月9日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人は受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないとともに、申立期間の脱退手当金の支給時期が通算年金制度創設前であったことを勘案すると、申

立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 6 月 1 日から 31 年 2 月 1 日まで
② 昭和 31 年 2 月 1 日から同年 8 月 25 日まで
③ 昭和 32 年 2 月 21 日から同年 12 月 1 日まで

私の年金記録を調べたところ、結婚のため退職したA社を含む3社分の加入期間について、既に脱退手当金として支給された記録となっていた。

しかし、当時の私は脱退手当金の制度も知らず、請求した覚えも無く、退職金や失業給付をもらった覚えは無い。納得がいかないので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である3回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

また、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金を受給することができなかつたため、A社を退職後、昭和47年6月1日に至るまで、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 7 月 1 日から 36 年 3 月 11 日まで
② 昭和 36 年 9 月 26 日から 39 年 5 月 21 日まで

60 歳になり社会保険事務所（当時）で、年金受給の手続をした時に、昭和 35 年 7 月から 39 年 5 月までのうちの 43 か月の厚生年金保険は脱退手当金として支給済みであるということを初めて知った。

その後、社会保険事務所の職員から、A社に勤務していた期間については年金記録が見付かったので、脱退手当金支給済みの期間は 40 か月である、ということを知り社会保険事務所の対応に不信感を持った。

また、一番初めに勤務したB社の期間についても脱退手当金を受けておらず、C社とD社の勤務期間だけが脱退手当金を支給済みであるということも納得がいかない。

私は脱退手当金を受給する手続も受給もしていないので、調査し、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 39 年 5 月 21 日の前後 2 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしている女性被保険者 21 名について脱退手当金の支給記録を調査したところ、12 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、うち 6 名が資格喪失日から 8 か月以内に脱退手当金が支給決定されている。

また、上記に該当する者で連絡が取れた者のうち 1 名は、「会社から脱退手当金制度に関する説明を受け、会社で手続をしてもらい受給した。」としており、もう 1 名は、「夫も同じ会社に勤めていたので、退職後でも

会社で手続をしてもらうことができ受給したと思う。総務担当者は、一時金をもらう人が多いと言っていた。」と証言していることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、脱退手当金支給額はオンライン記録と一致している上、計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和39年7月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、A社に平成 11 年 11 月 1 日に入社し、12 年 3 月 31 日まで在職していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録では被保険者資格の喪失日が同年 3 月 31 日になっている。調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 12 年 3 月 31 日までA社に勤務していたと述べている。

しかし、雇用保険の加入記録により、申立人は平成 12 年 3 月 30 日にA社を退職していることが確認できる。

また、A社から提出された賃金台帳により、申立人の給与から平成 12 年 3 月の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、申立期間当時の給与担当者は、「申立人が平成 12 年 3 月 30 日に退職することから、同年 3 月は厚生年金保険の被保険者期間とはならないため、同年 3 月の厚生年金保険料は給与から控除されることはない」と説明した。」と証言している。

このほか、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を控除していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 3994

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月から 48 年 12 月まで

私は、昭和 46 年 1 月から 48 年 12 月まで、A社において正社員として勤務していた。当時、子供が小さく、健康保険被保険者証を使っていた記憶があるので、厚生年金保険も加入していると思っていたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主の証言から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和 57 年 4 月 1 日であり、申立期間は適用事業所でなかったことが確認できる。

また、上記の元事業主は、「A社は、倒産したため、当時の資料は手元に無い。」と回答しており、厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚も、申立期間において厚生年金保険に加入していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
私は、昭和 47 年 4 月 1 日から 48 年 4 月 30 日までの期間、A社（現在は、B社）C支社に勤務していたが、47 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間を被保険者期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に、昭和 47 年 4 月 1 日に入社したが、同年 11 月 1 日までの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。」と主張している。

しかしながら、申立人は、申立期間当時と一緒に勤務していた同僚及び上司の氏名を記憶していないことから、申立人の入社時期及び申立期間当時の状況について聴取することができない。

また、B社は、「申立期間当時は、見習期間があり、見習から職員への昇格と同時に厚生年金保険に加入させていた。職員への昇格は、入社後一定期間をおいてから決定していた。」旨回答している。

さらに、申立人は入社当初はアルバイトであった旨を述べているところ、複数の同僚は、「入社当初はアルバイトだった。D資格を取るまでの間、研修があり、保険料は控除されていなかった。」、「入社後、D資格を取らないとE業務はできなかった。この見習期間中は保険料は控除されていなかった。」と供述している。

加えて、申立人のA社における雇用保険の被保険者資格取得日は厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致している。

このほか、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除され

ていたことを示す給与明細書を所持しておらず、保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 3996

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 39 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 36 年 4 月 1 日から 39 年 7 月 31 日まで、A社の事務員として勤務したが、ねんきん特別便を確認したところ、申立期間の厚生年金保険被保険者記録は、既に脱退手当金として受給済みとなっている。全く身に覚えは無く納得できないので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページ及びその前後7ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 39 年 8 月 1 日）の前後4年以内に資格喪失し、同社を最終事業所とする脱退手当金の受給要件を満たしている11名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む9名について脱退手当金の支給記録があり、9名全員が資格喪失日の約9か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、退職者本人の委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和 40 年 1 月 12 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月29日から6年1月23日まで
私は、平成4年2月から8年2月までA社にB職として継続して勤務しており、途中で辞めたことは無い。
申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているのはおかしいので、調査の上、記録がつながるように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人が、申立期間に嘱託社員としてA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社が提出した勤怠一覧表及び給与項目一覧表において、申立人は、平成5年6月21日から同年7月20日までの期間については出勤しておらず、同年7月の給与は支給されていないこと、及び同年7月から6年1月までについては、給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A社は、「申立人が、平成5年6月21日から同年7月20日まで出勤していなかったことの原因は不明であるが、当社は、嘱託社員については、勤務日数や労働時間が加入要件を満たせば、社会保険に加入させている。」と回答している。

さらに、申立人は、厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月1日から50年1月6日まで
私は、昭和45年当時はまだ結婚していなかったが、夫が代表取締役であったA社に勤務していた。申立期間において厚生年金保険に加入していたと思うが、厚生年金保険の記録が同年5月1日から50年1月6日まで無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の従業員の証言から、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、A社の取締役であり「事業所の経理は、私とB県の税理士事務所の担当者がしていた。経理を知る者は事業所内にはほかにはいない。」と述べているところ、この担当者は、「申立期間当時は、C県の税理士事務所で働いていた。B県の税理士事務所には平成元年7月から勤務しており、申立期間当時、私はA社の経理には関与していない。」と述べており、当時の状況が曖昧で申立人の保険料控除について確認することができない。

また、A社の元代表取締役であった申立人の夫は、既に亡くなっており、申立人の申立期間の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人の厚生年金保険台帳記号番号の払出日は、昭和50年1月6日となっており、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿でも、申立人の被保険者資格取得日は同日となっており、両者の記録は合致している上、申立期間において申立人の名前は見当たらない。

このほか、申立人の厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 9 月ごろから 23 年 3 月まで
社会保険事務所（当時）に年金記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が確認できなかった旨の回答を得た。当該期間は A 社 B 工場に勤務していたので、当該期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚 2 名の証言及び申立人が申立期間における勤務場所や勤務内容を記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が A 社 B 工場に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A 社 B 工場は、「当工場で作成した記録簿（健康保険、厚生年金保険を記載）の中には申立人の氏名を確認することができず、本社でも当時の資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を保管していない。」と回答している。

また、上記の同僚のうち、申立人が氏名を記憶し同時期に入社したとする同僚は、「私は、A 社 B 工場に昭和 21 年 4 月に入社し、23 年 3 月に退社した。」と証言しているが、オンライン記録により、同社 B 工場において昭和 21 年 12 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、22 年 1 月 25 日に同資格を喪失していることが確認できる。

さらに、ほかの同僚は、A 社 B 工場には 3 か月から 6 か月ぐらいの試用期間があったと証言していることから、同社では、厚生年金保険の加入について、従業員ごとに異なる取扱いをしていたことがうかがえる。

加えて、A 社 B 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 4000

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年3月から22年6月まで
オンライン記録によると、A社（現在は、B社）C工場で勤務していた期間の記録が無い。当時のことを証明する資料は何も残っていないが、勤務していたことは間違いないので厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA社C工場の申立期間当時の状況を詳細に記憶していることから、期間は特定できないものの、同社C工場に勤務していたことがうかがえる。

しかし、B社の人事担当者は、「現存する申立期間当時の被保険者台帳に申立人の名前が無い。」と回答している。

また、申立人が同僚として名前を挙げた複数名の同僚を特定できないため、申立人の勤務実態について供述を得ることができない。

さらに、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者名索引簿において申立人の氏名を確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 4001

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 8 月 1 日から 26 年 5 月 1 日まで
A社に勤務していた期間のうち、昭和 24 年 8 月 1 日から 26 年 5 月 1 日までの期間の厚生年金保険の被保険者期間が欠落しているが、当該期間は同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した申立人の在籍証明書、雇用保険の被保険者記録及び申立人が保管していた満 12 年以上勤続功労の表彰状から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人は「4月分」とのみ記載されている給与明細書を所持しており、当該明細書には「本給 2,620」と記載されているところ、申立人が保管する通知書から、申立人の昭和 27 年 4 月 1 日時点での月俸が 2,800 円であることが確認できる。また、申立人はA社C支店に転勤になる前に、同社D支店に1か月ないし2か月ぐらい出張をしたことがあると述べているところ、上記明細書には「D分時間外 234」と記載されている。これらのことから、当該明細書は申立期間に係る給与明細書であると考えられるが、当該給与明細書には、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立人の在籍証明書から、申立人が昭和 24 年 7 月 21 日にA社B支店E事務所から同社同支店F部門に異動したことが確認できるところ、申立人は申立期間において同社の経営状態は悪く、当該部門に勤務していた者の半数程度が解雇されたと証言していることから、申立人についても、その雇用形態に変更があったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 4002

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 6 月 11 日から 40 年 2 月 28 日まで
友達から脱退手当金のことを聞いて社会保険事務所（当時）に確認したところ、A社B工場に勤務していた期間の厚生年金保険の加入期間が脱退手当金の支給済みの記録になっていた。しかし、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、厚生年金保険の被保険者として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人の原票の前後 10 名にある受給要件を満たしている女性のうち、申立人の資格喪失日の前後 2 年以内に資格を喪失した者は 8 名おり、うち 7 名について脱退手当金の支給記録が確認できる上、脱退手当金支給記録がある同僚の 2 名は、「事業所を介して受給した。」と述べていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の申立期間に係る当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給月数に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 40 年 7 月 16 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 4003

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 11 月 16 日から 54 年 6 月 1 日まで
② 昭和 54 年 7 月 31 日から 55 年 4 月 20 日まで

私は、昭和 53 年 11 月 16 日に A 社に入社し、55 年 4 月 20 日に D 社に入社するまで勤務していたはずである。しかし、厚生年金保険の加入記録は 54 年 6 月 1 日から同年 7 月 31 日までしかない。その前後の申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録から、申立人が A 社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、企業年金連合会が保管する記録から B 厚生年金基金における申立人の資格取得日は昭和 54 年 6 月 1 日となっており、オンライン記録と一致している。

また、申立期間①及び②当時の経理担当者は、「当時は、希望者のみを厚生年金保険に加入させていた。」としており、申立期間①当時、申立人と同様の業務を担当していたとする 1 名も「入社後、1 年半ぐらいの期間は、自ら希望して厚生年金保険に加入しなかった。」旨の供述をしている。

さらに、申立期間①当時、申立人と同様の業務を担当していたとされる別の 1 名も当該期間当時、A 社において厚生年金保険の被保険者となっていない。

加えて、申立期間①及び②当時、A 社に在籍していた複数の同僚に照会したが、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除についての供述を得ることはできでなかった。

申立期間②について、申立人は A 社について、雇用保険の加入期間とな

っていない上、前述の同僚への照会によっても、申立人が当該期間において同社に勤務していたとする供述を得ることはできなかった。

また、前述のB厚生年金基金の資格喪失日は、昭和54年7月31日となっており、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人は、A社を退職したのは、C係の1名との対立が原因であったとしているところ、当該1名は同社に係る厚生年金保険の被保険者資格を昭和54年10月31日に喪失していることが確認できる。

加えて、申立人は当該期間に係る給与明細書等の資料を所持しておらず、事業主も当時の資料を保管していないと回答していることから、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、申立期間①及び②について、厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 10 月 1 日から 42 年 8 月 21 日まで
私は、昭和 41 年 9 月に B 社を離職し、間を空けることなく A 社に勤務した。1 年程度は勤務したが厚生年金保険の記録は 1 か月だけとなっている。ほぼ同時期に入社した同僚の連絡先も分かるので調査して、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する A 社にほぼ同時期に入社した同僚から、「私は、当該事業所に昭和 41 年 9 月ごろから半年ほど勤務した。その時期に申立人も勤務していたことを記憶している。私が離職した時にも申立人は勤務していた。」との意見を得ており、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら上記の同僚は、「私は、A 社における厚生年金保険の記録が無い。短い期間だったため加入させてもらえなかったのかもしれない。」と述べており、同社は入社から一定期間において厚生年金保険被保険者の資格取得の届出を行っていた状況がうかがわれる。

また、オンライン記録によると、A 社は、昭和 63 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社から申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 4005

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月 1 日から 42 年 4 月 1 日まで
私は、社会保険事務所（当時）に行き、年金記録の確認をした際に、A社B支店に勤務していた期間の厚生年金保険は、脱退手当金として支給されていることを初めて知った。脱退手当金は、昭和 42 年 5 月 19 日に支給済みとのことだが、受給した記憶は無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日である昭和 42 年 4 月 1 日の前後約 2 年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす者 26 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、18 名に支給記録があり、うち 15 名が厚生年金保険被保険者の資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金が支給決定されている上、このうちの 1 名は、「事業主が手続をしていた。」、ほかの 1 名は、「事業主から脱退手当金について説明を受け、多数の従業員が脱退手当金を受領した。」と供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の約 1 か月後に脱退手当金の支給が決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 4006

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで
私は、平成 8 年 5 月末で A 社を定年退職した後、嘱託で 10 年 5 月末まで働いたのに、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年 5 月 31 日となっている。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は平成 10 年 5 月 31 日まで A 社に嘱託として勤務していたと主張している。

しかし、雇用保険の記録では、離職日は、平成 10 年 5 月 30 日となっていて、厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、退職日の翌日となっており、両者の喪失記録は合致している。

また、A 社が保管する平成 9 年 5 月 8 日付けの申立人の署名がある嘱託勤務約諾書には、嘱託期間が同年 6 月 1 日から 10 年 5 月 30 日と記載されている上、同社の人事発令では、申立人について、同年 5 月 30 日付けで「契約期間満了につき退職」と記載されていることが確認できる。

さらに、A 社では、申立期間当時、嘱託勤務者が月末に退職した場合、退職当月分の厚生年金保険料は、退職金から控除していたとしているところ、事業所が保管する平成 10 年 5 月 30 日付けの申立人に係る退職金明細によると、保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。